

古文書に見る風水害

1、享保五年（一七二〇）水害

①西覚円・高原村境絵図付属文書（F200123）

杭木打申所合五ヶ所

但、杭木之根ニ柳植炭埋置申候

右者名西郡西覚円・高原両村境出入二付、右

論所御見分被遊上、西覚円村方申立ル高島村

松熊之森方麻植郡喜来村当島之森見通シ、

尤西横境、南ハ高原村性福寺出口方瀬部村

若王寺之森見通シ之段御聞届、西覚円村

理運ニ被 仰付候、依之私共件之場所へ

罷越、西覚円村方指申傍示之通印木相究

可申旨被仰附候故、彼地へ罷越西覚円・高原

庄屋五人組、并与頭庄屋上浦村阿部作大夫、

東覚円村孫兵衛其外公事人召連罷出、右見

通シ之傍示之通杭木之傍ニ柳植其根ニ炭入せ

申候、尤柳枯互ニ而植直シ候ハ、組頭庄屋方へ

相断見分之請、西覚円・高原庄屋五人組

立合植直可申候、尤其筋ニ何木ニ而も植増候
とも諸事障ニ不成様ニ可仕旨彼是右之

者共ニ申附候、委細絵図断書之通ニ御座候、以上

享保五子年六月廿五日 板東安兵衛

齋藤丈兵衛

蜂須賀 一学 様

長坂三郎左衛門様

武藤 甚内 様

右論所御落着境目ニ柳御植せ被成二付、私共被

召出松熊方当島森性福寺出口方若王寺森

迄見通傍示之通柳御植違夫々間数御極メ

被成候段少シも相違無御座候、後來迄諸事

御落着被仰附候通相守可申候、尤柳植直シ

申節者組頭庄屋方へ相断指図請可申候以上

名西郡西覚円村肝煎

享保五子年六月廿五日 喜左衛門

（外西覚円村二十三人略）

（高原村十八人略）

板東安兵衛殿

斎藤丈兵衛殿

右之通私共罷出見届ケ置申候、其外絵図并奥書之通相違無御座候以上

同郡上浦村与頭庄屋

享保五年子六月廿五日

阿部作大夫

同 東寛内村与頭庄屋

孫兵衛

板東安兵衛殿

斎藤丈兵衛殿

右之通其方共判形仕候本紙絵図并

奥書御三人様へ指上申二付、依被 仰付写二

奥書加へ指遣申候、以上

板東安兵衛殿

享保五年子七月十一日

斎藤丈兵衛殿

名西郡西寛内村肝煎

喜左衛門殿

同村 五人組

2、天明・寛政・享和期水害

②乍恐奉願上覚 (キ701441)

乍恐奉願上覚

一 近年凶作打続申、地盤飯料等

無御座困窮仕居申候、当未四月

廿五日六日之出水ニ雑子迄腐申迷惑

奉仕候、然所当夏藍作之義右出水

之節、畠地こみ入ニ罷成候故哉藍一向

生シ不申、島方第一之藍作不出来ニて

当惑奉仕候、夏御年貢ハ出来麦ヲ以

上納仕、秋御年貢之儀者藍葉出来

次第先払追々上納仕来候所藍

不作仕、行道無御座禱と迷惑奉仕候、

右ニ付藍御見分之儀、奉願上度

奉存候、乍恐御慈悲之上、急々御見分

被為 仰付可被下候、并 御為替方

御役所様ニて、干鯛拝借仕居申

儀ニ候へハ、右肥シ代等御積り之上

御引被遣可被下候、右奉願通被為

不相洩此段可申聞候、以上

伏屋岡三郎殿

寛政三亥年十一月廿七日(一七九一)

穂積早蔵殿

板東郡住吉村組頭庄屋

山田五郎左衛門方へ

聞召届被遣被下候へ者、百姓共一統私共迄難有可奉存候、以上

板野郡竹瀬村庄屋

木内兵右衛門殿

天明七未年六月(一七八七)

同村五人組

吉左衛門殿

同 宅左衛門殿

同 熊右衛門殿

郷司六兵衛様御内

三木内右衛門殿

③覚 (キ701117)

此度名東郡鮎喰川境大破之処、為冥加下方仮普請仕上候二付、

其方組去ル廿日竹瀬村西貞方村

式ケ村方人夫指出令出情候段

奇特之事ニ候、罷出候人夫共へ老人茂

④申上ル覚 (キ7202402)
申上ル覚

一 当村吉野川縁、追々水崎悪敷罷成

藍地上畠昼夜ニ不限吉野川江崩レ入、最早

人家へ茂相懸り、其俣捨置候而ハ村裏中へ

川筋相付、誠ニ亡所仕方外無御座、片時も

猶予難相成場所ニ而御座候、然処御時節柄之

御儀故又々御普請奉願候儀茂恐多奉存

下方為冥賀、私儀裁判仕勝手相成之者共相進メ

御手伝申上させ、御普請出来仕せ申度旨

奉願上候処被遊御聞届被下、去ル四日右寄仕追々

御普請ニ取懸居申候、然処右場所存之外

堀口深ク、立籠迄二而ハ所詮崩江留り申間敷様奉存、并当村之内迄相防キ候而茂、村境へはね尻り相当り、内切レ之程も難計奉存七条村之内へ長拾間御普請仕上り都合百拾間之処、内四拾式間ハ長三間之立籠、同六拾八間ハ長式間之立籠、但シ総間數百拾間、不残根石入、其上江立籠ならべ置、上二横枕籠老つ宛ならべ居申候、最早近々皆出来可仕と奉存候、則右御普請所之姿別紙絵図ニ仕差上申候、尚又皆出来仕候へハ、人夫銀之諸入目等、委細相約メ指上可申候間、右之段書附を以奉申上候、已上

板野郡西分村庄屋

永介 印

寛政四年子ノ三月（一七九二）

山田半兵衛殿

伊澤亀二郎殿

武市栄助殿

寒川道之丞殿

安藝嘉助殿

右者西分村川除御普請、此度下ノ御手伝ヲ以仮留相仕立指上申度旨、先達而奉申上被為聞召居去ル四日取懸候所、一統気詰宜敷、甚出情仕別紙絵図之内六歩通此節迄二出来仕候、誠ニ追々繁多之時節ニ押移候ニ付急々相仕立不申候而者農業障ニも可相成哉と奉存、賃金札ヲ以人夫相雇指加へ御座候ニ付、最早無間茂皆出来可仕と奉存候御手伝人夫面附、并二出情金請私諸事

約方之儀ハ追而帳面ニ相仕立指上可申候、乍恐右之段可然被仰上可被下候、奉頼上候、以上

子三月

山田半兵衛

印 付箋有り

伊澤亀二郎

武市栄助

安藝嘉助

寒川道之丞

印

伏屋岡三郎様御手代

笹倉新助殿

付箋・亀三郎儀新田御用ニ

罷越申候而無印

⑤乍恐極御内ニ而奉申上覚 (47700950)
乍恐極御内ニ而奉申上覚

一当村之儀、一円御蔵地ニ而御高千七百三拾式石九斗、南ハ新川、北者吉野川、両川ヲ相請候村ニ而、近年數拾町之畠地夥敷崩込、川成迷惑仕居申候、吉野川之義西中富村之内、川除ケ御普請下ら当村境目ら本村傍示分四拾間程相懸り御普請被為仰付、右残り本村傍示ら西傍示迄凡六百五拾間余之崩岸ニ而畢竟西傍示ハ亡所可仕様之姿ニ相見へ申候、右様ニ而ハ御上広大之御損田ニ而、御下之百姓共家督ヲ相失イ候而者百姓役も自然と難相勤者共も追々出来可仕義と奉存候、尤右川口ニ人家無之野島ニ而御座候故、御普請奉願上者も無御座、崩次第二罷成居申段相考候而ハ、下八ヶ村窪所真土湿地ニ而水溜りニ相成、畠立毛難生ニ付、田畠種々心ヲ尽シ候へ共用水無御座、早越之節ハ格別ニ諸立毛相疹申ニ付、無拗百姓共多ク茅野ニ仕御座候程之懸ニ而、年々

御年貢皆納得不仕恐入迷惑仕ニ付、先年下村々ら当村西傍示と申所ら用水堀抜奉願上処、当村・奥野・徳命・矢上四ヶ村ら故障申上候、子細ハ当村等者其節川口疼も無敷、

其上長江と申所之堀筋迄凡三百五拾間も御座候而、右傍示川口只今之姿ニ可相成存寄者無御座、其上堀床へ相当り候百姓共八家督ニ相放レ、并ニ畠地中通り川口ら堀抜申義ニ候得ハ、直ニ川筋付申様ニ相心得申義ニ御座候奥野・徳命・矢上三ヶ村も家の棟ら相廻ル用水、殊ニ古川筋ニ而畢竟川筋ニ相成、并ニ窪所・湿地ニ罷成候而ハ迷惑之旨ヲ以故障仕義と奉存候、前段西傍示其後追々大川成ニ罷成、只今西傍示川口ら長江堀筋迄八百八拾間程も御座候処、只今下村々出成用水堀抜被仰付候時ハ川口六百五拾間之崩岸田成御徳米ヲ以御手普請ニ被為仰付、用水程能相廻り茅野迄上々田ニ相成、御米広大之御上納ニ罷成、其上時々御年貢上納仕候様ニ相成候へハ多く之村々百姓共相窺キ、外村々と而も窪所藍作仕付難相調島地も村□

二ハ有之義二候へハ上々田二相成并二当村川口之義者御影ニ而崩留り行々

御上 御為成下一統大悦之義相違御座有間敷

哉と奉存候、乍恐私義も兩川筋ニ而島地致町

川成居申二付、不勝手ニハ御座候得共、致拾代百姓役相勤居申儀故、為御国恩、則西傍示川口ハ

百三拾間計川奥へ相停り島地壹町壹反五畝拾式歩

相控居申候二付、奉指上島ヲ以得と相考候所、下

村々ニ而広大之御為出来仕候御義二付、為冥加

右島地指上可申候、左候得者掘床へ相当り候

面々へ替地ニ御割府被為仰付候へハ小百姓家督ニ

相放レ不申、迷惑之筋御座有間布と奉存候、

既ニ南新居村坂瀬川関之刻川満水仕候

而者川縁湿地ニ相成迷惑之旨ニ粗承り及候

所、只今ニ而ハ別而害ニ罷成不申、藍作仕居申類

多御座候、先年故障申上候村内ハ右様之御願

奉指上義、恐多御儀ニ奉存候得共、農業之

儀ニ付多之島地御失墜ニ相見へ、永々御為成

不申儀故無拗奉申上候、先達而故障之筋

申上候者共へ申上之趣迄相聞へ候而ハ被相疎

私儀渡世之障ニも罷成可申と奉存候

御上御為成候段考合仕候而ハ、故障仲間ニ

加り居申、乍恐得御為も不奉申上指控居申

段も甚恐入申二付、前段之通申上候儀ニ御座候

御堅慮ヲ以御取行被仰付御為成候御事ニ候へハ

奉恐悦御儀ニ御座候、併先達而之通故障

之村々江御糺被仰付候様之義ニ御座候時者、

又々御願之姿相更り、今以故障可申上哉と

奉存候、右故障申上候節ハ私義も五人与役

相勤居申事故、印形等不仕候得ハ奉申上

趣迄相願レ申二付、無是非故障ニも相加り

印形仕指上候時者ニ義ニ罷成、其段恐入申

御事ニ御座候得共、此段之義者御免奉願上候、愈

御上御為成下村々宛ニ罷成御義ニ御座候得ハ、右

故障之村々御糺不被仰付候共、御威光ヲ以被

仰出候様被仰付候得ハ強而故障申詰候儀とも

不奉存候得共、如何相運可申哉、此段之義乍恐

存慮奉申上候、御聞届被遊、御取行被為仰付

候而御為厚罷成候へハ冥加至極難有仕合ニ奉存

候、右之段表向ニ而申上候而ハ、実外共難渡之

旨趣御座候二付、極々内々ニ而奉申上候、以上

板野郡東中富村願人五人与

寛政拾壹未年四月(一七九九) 信八郎

御当テなし

⑥乍恐奉願上覚 (47700945)

乍恐奉願上覚

一 当村新川筋祖母島村境ハ川口式百五拾間、

数年来勸農御普請被為仰付難有御影

ヲ以川口崩留り住居相調居申處、当年風

雨洪水ニ殊之外水先キ強川口相疼申二付

去ル七月御願紙面奉指上御座候、右川筋

往古ハ奥野川と申所へ新川筋ニ而御座候へハ、

地盤土地川口迄窪り御座候場所ニ而、水引

落シ強故、自然と川口内崩ニ罷成居申候

所、当年之出水ニ又々大内崩ニ罷成、只今之

川姿ニ而者此上何程歟、追々内崩之程

難計川口ニ而、兎角古川筋へ水勢強

儀ニ付、右之仕合相疼拾五ヶ年已前川口

大疼ニ罷成候二付奉願上候處、乍恐其御時節

者阿淡勸農御普請不被為仰付候被仰出ニ

御國中ニ而老ケ所之御普請被為仰付候

川口ニ御座候處、又々先年之通当年川口

殊之外相疼奉恐入候、祖母島村境ハ御普

請所式百五拾間之川口ニ御座候處、百間余者

岸崩相留り居申候、残り百間余岸崩ニ

罷成迷惑奉仕候間、乍恐御慈悲之上、来春

御繕御普請被為仰付被下候へハ、御普請所之分ハ

川口崩留り候様ニ乍恐相見へ、川口之者共

住居相調難有仕合ニ奉存候、来春川口

御繕御普請不被為仰付候而ハ、川口私共居

屋敷亡所仕ハ外無御座候、地盤私共川口ニ

多島地相控居申處、致町川成ニ罷成、追々

不勝手ニ而年々内間島地等荒私申二付、

指当り居屋敷亡所仕候而ハ住居之島地

心当テ無御座候、六右衛門義者居屋敷・納家

川口へ崩懸り申二付、年内中ニハ右納家

半分切売ニ仕度義ニ御座候、手元勝手相応ニ

御座候得者家敷取仕管之処、右之了簡も
得不仕、壳私申積り二相心得居申候、右之
仕合ニ候得共川口御普請被為仰付候へハ残り家
ニ而住居仕百姓役相調申義ニ候得とも、只今迄
御見分も不被為仰付、乍恐如何川口被為仰
付候御儀哉、水難ニ而住家亡所仕義ハ何ニ
警へ奉申上様も無御座仕合ニ而川口空統
極々難渋ニ相及居申候間、乍恐御慈悲ヲ以此度
御見分被為遊、住居相調候様御手当被為
仰付被下候へハ難有仕合ニ可奉存候、則先達而
奉願上候川口之疼左ニ相記奉入御照覽候、

以上

祖母島境

- 一 壹番波戸長拾貳間根元方八間崩込申候
- 一 貳番波戸長四間古石籠ニ而相疼申候
- 一 三番波戸長七間根元相疼申候
- 一 四番波戸長九間波戸先キ貳間相疼申候
- 一 五番波戸長四間古石籠ニ而相疼申候
- 一 大宮馬場崎川口武左衛門地下犬走拾間程相疼申候

⑦申上竟 (17700949)

(端裏書)

山田半兵衛殿へ上ル 川除ケ御趣法御願書控

(本文)

申上竟

一 当村新川筋祖母島村境目方川口崩口貳百
五拾間、年々御普請被為仰付御座候処、去酉八月
大水ニ川口貳百五拾間之内、川上方百三拾七間程
ハ波戸迄御繕被為仰付被下候へハ、岸崩之義ハ右
様ニ崩留リ居申候、残り百拾三間之御普請
崩込大疼ニ罷成、人家一統へ相懸ル
川口ニ而迷惑奉仕候旨ヲ以奉御願申上、先達而御
見分被為遊、人家下迄長貳拾貳間、此度御普請被
為仰付難有仕合ニ奉存候、此度御普請方川上へ
四拾七間程崩ニ罷成居申候分、御捨置被遊
候而者、川上方崩入人家一統亡所仕方外
無御座候、并ニ此度御普請方川下四拾三間程ハ
住居仕ル者共、藍小成新庭床之畠地ニ而
川成候而ハ作物藍難取入、
難渋ニ相及居申候場所ニ而御座候、其余川下

一 右下川口繁左衛門地下岸崩三拾貳間程
右同断

一 右下同同人地下拾八間程右同断

一 右下同次郎右衛門地下拾四間程右同断

一 右下同六右衛門地下拾間程右同断

一 右下同同人地下四拾間程右同断

右之通川口之疼書附奉指上候、以上

板野郡東中富村川口五人与 信八郎

享和元年酉十一月 同村川口百姓 六右衛門

(一八〇二) 同 惠左衛門

同 順次郎

同 惣三郎

同 弥太郎

別当 円乘院

板野郡 御郡代様御手代

宮城本左衛門殿

悉田御普請所迄六拾四間大疼、川口ニ而奥野川
筋へ通水仕ニ付格別水勢強義故
川口入口崩ニ

追々罷成居申候、右場所之義ハ往古只今之

新川奥野川筋へ付居申義ニ候へハ往古之通

川筋之義も難計、只今之川口

此上崩入候而ハ、川五合水方奥野川筋へ

通水仕様ニ相見へ左候而ハ、追々広大之御損田

奉恐入候、何卒前段貳百五拾間之内

百拾三間之分并ニ、祖母島村境方五ヶ所

石籠之波戸次増御普請被為仰付候被下へハ、水崎

ヲは ね川口人家相助り

奥野川筋へ水勢も弱ク罷成候へハ、自然と御損田

も薄罷成可申哉と乍恐奉存候、只今迄

御普請之義者、私義裁判仕居申候処、是迄ハ

村内方与内として賃銀札巻貫匁二付、三拾五匁

ツ、申請、人夫之義者

私手人ヲ以御普請仕立指上居申候、并ニ当村

之義者塩川ニ而無之故、是非共伊沢・加々美

表方石船相通イ居申二付、第十関登り下り二石

船壹艘二付壹匁ツ、関口相懸り、其上右船壹艘ヲ
 式艘二仕、船通シ右通船仕義二候へハ、石も
 高直二相寄り候得共、外村之御普請並之通例年
 共仕立指上居申候処、私義も近年川口之義二候へ
 ハ島地数町川成ニ罷成、追々不勝手ニ而
 万事取替銀札之了簡等迄、難相調

尤、歩合之義者、前段之通、村中右仕兵候得ハ
 相調申義ニ御座候、前段百拾三間之川口
 御普請厚被為仰付被下候へハ、右様崩留り候様ニ
 相見へ申候乍恐御慈悲

之上、再応御見分奉願上候儀も恐多御儀ニ奉存候
 間、何卒御趣法ヲ以、取替銀札出来仕候而、川口
 御普請被為 仰付被下候様御願被下候へハ、一統
 難有仕合ニ可奉存候、以上

東中富村五人与

九郎左衛門

享和貳戌年三月(一八〇二)

住吉村

山田半兵衛殿

きもの少からず、

我飢ざらんからハ村中のもの、飢をば余処にハ見
 まじといふて蔵を開き、米麦雜穀を出しほどこし
 て餓人をすくひ又農具杯を流し耕作の便りを失ふ
 ものには、夫々の農具を貸して菜・大根やうのも
 のを仕付させ、種物失ふ者へハ種をやりて、後日
 のすぎわひを謀る、又衣類など流し寒天にむかふ
 といへど重ぬべき衣さへなく着の俣にて冬を凌が
 んとするものへハ、国貨をつかハして古手の衣類
 などをもとめさせ、至て貧民へハ己が古着など尽
 し出して 恵ミ、彼が情によりて寒餓の死を免れ
 けるもの数を知らず、

又先年火災にかゝりしもの多くありぬ、其分限多
 少をはかり、物をあたへあハれミをたる、事人と
 俱に憂へ人と俱に悦ぶものにちかし、

天明のとしなりハひ悪しく世の中かまびすしく、
 米麦の価至て貴けれハ、餓につかれて苦しむもの
 多し、見るもあハれにいたましくおもひぬれバ、
 米麦雜穀など多く出し、其村ハいふにやおよぶ、
 他の郷までも貧しきを賑ハす事多かりし、斯の如

⑧阿淡孝子伝統編巻七 西麻植村与兵衛・与右衛門
 条

阿波南北郷 忠臣・義子・貞女之部

○麻植郡西麻植村与兵衛并子与右衛門、附り与兵衛
 弟久助

与兵衛ハ農夫某が子也、与兵衛子を与右衛門とい
 へり、眷屬皆睦まじうして家よく齊ひけり、与右
 衛門父の心をもて心とし、その行ひ慎ミ厚く、大
 小の心に悖るといふ事なし、父子とも質直にして
 義を好ミ、財をおします、貧しきを賑し、ひろく
 陰徳を行ふ、

田島も十町ちかく持て生産乏しからず、第一農の
 事を精勤して身の苦勞をいとわず、力をつくすを
 もて宗とし、内外儉素を守り器物・衣服の類、驕
 奢花麗をはぶき、婦人・童にいたるまで嚴に慎ま
 しめ、小民の心をわすれず、龜体を恥るのおもひ
 露もあらし、

先年洪水のみぎり、村中に田地をそこなひ家を潰
 し、あるいハ家什を流し飯料に貯へ置し粟・稗の
 類まで流失し、たちまち食物に絶て餓死にもちか
 く父子とも仁心厚きによりて、郷党皆服従せずと
 いふ事なし、さるによりて彼者父子望ミの品もあ
 らハヤ出よとの命ありけるに、兼て謙退なるもの
 なれハ堅く辞してかゝる事ハ、曾て望ミ侍らず、
 いつ迄も百姓に居置たまハん事をねがひ侍るとな
 り、爰におゐて彼が名聞利欲のなき所知るべし、
 享和元年酉の秋、又洪水ありて民家多く流亡し、
 危き場に望むものあり、是を見るに哀れをす、む
 るはかりなれハ分て痛ましくおもひ、与右衛門其
 難を救ハんと舟に乗出おほる、ものを助んとする
 に、風はげしく水早くしてたやすからざるに、
 漸としのぎ辛じて悉くすくひ助け、無難にあらし
 めて己が家につれかへりて勞りハベリミぬ、

又遠近の村里より流れきたる牛馬をたすけ、ある
 ひハ農具・家物等ひろいあげて、其主をたづねて
 つかハし、其余糧につき苦しむものへハ遠近親疎
 の差別なく、穀物塩味の類ひ手厚くめぐミ、
 又ハ家を流し或ハ水につかりて崩れなどし住居な
 りかたきものへハ柱をつかハし、竹を送り日あら
 ずして家を建させ、少破の家ハ補理させて雨露の

憂へを防しむ、衆人よろこびて、与兵衛父子なくハ危急の人誰か救はん、其ま、飢こゝへを見るべきに、彼か芳志の厚きによりて命助り飢をしのぎ路次にさまよふ事を免れぬといへり、

誠に類ひすくなき徳行ならずや、是を見、かれを聞人嘆服せずといふ事なし、

かゝる事ども府に聞えけれハ、奇特稀なる志哉と賞美せられ、身ふりの事ハかねくのぞミにまかせ百姓に居おかれて、父子とも一刀を帯する事をゆるされ、且年頭城内におひて、謁見をも許される、是享和二年戌二月の事也与兵衛歳六十七、与左衛門三十四なりといふ、

与兵衛弟久助といふもの同し村に別家して是も上農夫也、齡ひ六十二になりけるが、兄に順ひ友愛深く天性篤実なれば、与兵衛父子同様に称し給ひて、三人のもの、美德を世にあまねく旌し給ふといへり

3、文化・文政期水害

⑩歳代記実録 文化元年(一八〇四)条(ヲシ00076)
文化元年子のとし文月二十六日の夜大水して吉の川筋田畠・人家大破二相いたみ、此名ニても藪之内の石堤七十間計押切、せつ通の横道ヲ西へ不残押切、同八月二十九日大風して山里人家・竹木まで大破ニいたみ候事筆紙ニ難記、当名ニ而も清右衛門・作也・佐七郎・善次郎・増助・善太郎居宅、此風に吹潰され、其上善次郎は家ニ打コロされ、其余ケガ人多し、又々其上中水あかり、誠ニ両度の大水ニ田畠・人家大に相いたみ候事夫々ハ難記略ス者也

⑪歳代記実録 文化二年(一八〇五)条(ヲシ00076)
文化二年丑のとし、せつ通の横道ヲ

楠の社まで大水、御手当の大堤被仰付、

此時までハ土手下通庚申のたもとへ

まかりて、楠の社前へ往来道大堤出来

⑨歳代記実録 享和元年(一八〇一)条(ヲシ00076)
寛政四年の水、例年より八寸の高水成しに、享和元酉八月十九日之夜之水増りて、藪之内、石堤五拾間押切、せつ通の横道より西へ六拾間程押切、此水ニ当名ニ而、寸六家つぶれ、六太郎・佐七郎・八之助、舟三艘破損、同所鍋太郎伴五三郎親子家共流死、

北島ニ而道助夫婦流死、其夜の水、吉の川筋のいたみ、夫々難記、寛政之高水より又壹尺余の高水故、田畠砂入ニ成秋作無作也

但シ数度の大水ニ恐れて多新山有付人と成、是新山開地之根元也

につゐて土手上を往来道とする、右

文化元年の水より雨風静にし而

豊作うちつ、き世の中万々代

⑫歳代記実録 文化十二年(一八一五)条(ヲシ00076)
文化十二乙亥七月八日大水
シゴニチ。イゼンヨリ。リンゴクノ。シケサキノ。
ゴトクフウウヲ。モヨラシ。
ムイカノ。ナ、ツトキヨリ。ヤノコトク。ヤムコトナク。ミズカサマサリテ。
八日九ツ時ニヤブナカホトエ。ヲトシカケ。ツジダイシ。ヨリヒガシハ大川ノゴトシ。コレヨリニシハ。シキヤウ。ヒクシトイエドモ八、九ケ年以前ニツキタルイシドテノトクニヨリテ。ミツサキヲヨケ。コノタビハ。ミツラシウズ
シカルニ。ソノヒノ。ミズノタカサ。壹尺ホドヒキテタ、エ。マタソノヨ。ヨツドキニ。ヒルノミズホドタカクマシ。原田五左衛門ノウウねトコ同辰治良ノヲナリモン。ツブレ。キタシマノヤバ

ナニテニテ所ヤブヨリ。ミナミ。ヲ、クハンヨリ
 ミナミマデキレコミ。コノミズニ。キタガタデン
 ザノ。イタミフデニノベガタシ。ヨツヤナドハコ
 ノミツニ。ヤシキガエセシヲモムキ。マタ。イヤ
 ヤマニテヤマクツレ。
 ソノ故ニ水ヘイゼイコトク。ヒクトイエトモ。ド
 ロガイノゴトク。コノミギリキシウ。ヲワリ。ミノ。
 ソノヨ。トラゴクスジ。大ズイノ。ヲモムキ、
 江戸ヲ、イガハ。九日ノアイダ。タ、エ。トカイ
 ナラズ。キコエケル

⑬歳代記実録 文化十三年(一八一六)条(ヲシ0076)
 子年八月四日之大水、西川田分ハ文三郎東寝床之
 おぶた切ニ而水入不申、北島之御敷、大二相いた
 み、源太夫居屋敷裏筋之御敷往來をこして、源太
 夫之屋敷地之堀切ニくゑ込、

大林筋右北島名島地大二川成、最早源太夫を始
 際家四、五軒之者等皆々坂口名へ屋敷替仕ル様
 成申候、此時北島名へ御手当て之ねがため御普請、

し、既ニ八月廿三日ハ少々風もふき候て皆々風用
 意仕、前々之兩度の水ハ土佐水ニ而、爰元之雨無
 敷、皆一日一夜之雨也

子八月廿四日の水ハ廿一日の水右雨あがる事な
 く、風雨を催し終ニ廿四日の水と成申候、尤廿一
 日の水右少シ高く、先の水右巻尺程もひくし、

此かうずい、津田の沖おかめといふ処あり、先年右
 得がたきあわびを取上し、其わさわいと能評判也
 然処、八月四日の水右以来西の風出さす閏八月三
 日夜右四日七ツ過迄、雨風はケ敷西ニてかゑし吹
 申候、大川ハ水無敷、

尤今少ニ而敷中おとし候と見へ申候、此時
 東川大水ニて町北筋へ水入、平八殿座上五寸計、
 天座したくニ入申候

其外ハ内庭、或ハ地盤切色々あり、尤東へ寄程水
 強し、

是ハ直吉敷右西へ三拾間程提切候ニ付、水、川へ
 ハ不通、

敷右西へ地中通、□谷之川下へ流レ込、それ故
 翌日迄島之浦水強、通路難成、此水ニ片岸辺の地

并ニ原田辰次郎自力ヲ以道筋ニ石提仕懸居申候へ
 とも、此水ニ不残破損仕ル

此大水之前日ハ南さして雲を催し、漸三日之日よ
 り雨降懸、其夜大雨ニて四日之朝、水昨年之水右
 巻尺五寸程高く、

此時上郡舟親子乗之舟、大二舟をいたため、積たる
 木をながし、ろ・かいまてながし、最早致方なく
 上郡右ながれ来り、

むかい張のごふへなかれつき、漸一命助り、早々
 上郡右むかい岩津まで来り、此処ニ而いはい仕無
 異義罷歸し事、偏ニ金毘羅さまの御利生と人々恐
 れうやまい鬼

同八月廿一日之水ハ先達而之水以後西の風を出さ
 す

南さして雨雲を催し、然共格別之雨も降ざりし
 かつ廿日之雨少々降り、其夜きびしく降つゞき
 翌朝之大水、是又東御敷内不残水おとし申候

尤竹蔵店木屋の東切相落シ、早々ひかた付候而
 何国ニも水入不申、尤下筋之地びく成処ハ入候様
 ニ聞申候、此時右雨やまり不申、折々らい雨を催

相いたみ、

且ハ翌日迄町又左衛門庭西へ水はやり申候、

右之仕合土手切口右西手、川と成居申候、五日之
 日町へ参り候処、東町道少し□□右へ立居申候、
 此度之水ハ谷川之大水ニ而近郡村々谷筋何国共な
 く大二いたむ

⑭歳代記実録 文化十四年(一八一七)条(ヲシ0076)
 丑九月九日昼頃より天気悪しく、九の夜風雨は
 げしく巻時之雨に諸方谷川筋大水ニ成る、近郷之
 谷川筋諸処之者こり木さんだん、川筋之船流破損
 せし事筆紙ニ難尽、

限ニ当村原田弥三郎東山、稲田之御林山諸而此
 夜之水ニさんだんして村中へ流れ込、其内町名東
 □中之東手提扨切村中へ流れ入、立毛ニ相懸、
 村中一円ニ相懸居申候、此水ニ町名天ノ南北、
 東筋迄家々の座内水上り、

誠ニ不意之水故、殊ニ□前之事故座したく迄不
 知之、其そふどう難述、右弥三郎村役人共相頼み

町名北島島友松世詰分へ押シ流シ候、こり木もらいニ罷越シ少々もらい候得共、家々ニ隠シ置候ニ付、此段御役所様へ奉願御役人御立合ニ而家さがし、其上こり木取戻シ申候、此夜風雨ニ新町橋之辺ニ相懸居申候大船いかり引候て橋ニおしかけ、新町橋相いたみ、
此夜之風に四国・中国、島々之湊懸之大船破損、
数を不知、人流死是に同じ

⑮歳代記実録 文政三年(一八二〇)条(ナギ00076)
辰ノ六月十二日ニ土用ニ入、廿九日明夕、当年土用中、雨多晴天無数、さむき事秋にひとし

廿四日七ツ時乙丑寅風雨強、夜に入晴ル、此風に東海ニて難舟多在之候

六月廿九日夜半過る雨ニ成、同晦日ニ丑寅風雨強、谷川筋大水、尤吉の川も下る八家々へ水上ル、是る外ニ小水度々始終雨多ふり暮候

⑰かどや日記 一番 (ナギ00011)
文政八年(一八二五)条

(前略)

一当年春以来始終潤能、藍植付の取水一、式度位取候得共其後ハ苧申迄、藍・芋・さつまニ至迄、取水一行無之旬氣此上もなき豊ノ秋ニ而候処、八月十二日乙雨降出し候、

十三日晚夜半乙翌十四日昼頃迄車軸を流申程の大
雨ニ而、夜分ニ成殊の外洪水ニ相成、土手八合之水ニ而候、風ハ中風ニ而、大疼ハ無之候

南方杯も大水ニ而候、徳島山手杯ハ山汐の様子ニ候哉、大工町・寺町辺、富田大水大工町辺ハ座敷上へ水揚候様ニ相聞へ候、二軒屋西側山手之上ニ大石有之候所落懸り、家四軒打潰レ申候得共、
人ニハ怪我も無之趣、恐敷事ニ候、

右洪水彼岸さめ之日ニ而相成候ゆへ、右様之事も有間敷と存居申候所、存外之義ニ而甚□入申候

一右洪水ニ付、富田八幡祭礼十七日ニ成、近郷ニ而国実・重松・南島十六日ニ成、其余遠郷共大体八十六、七日ニ相延申候(後略)

⑯歳代記実録 文政八年(一八二五)条(ナギ00076)
○文政八年酉歳春之頃乙雨しげく、夏土用頃ニ至而ハふりつ、き御国内何在共藍作相応ニ出来之所、美馬郡中島・小島・川田両村・世詰村ハ極不作ニ而漸半作ニ而、然共北地山路ハ二畠迄相応出来、直段極高直、世詰杯ニ八百六十、九百、九百五十、貫五十杯ト申葉藍直段出来、北島杯ニも貫四、五十、ゆ立ニも九代、八代山路九代出来、
中島杯ニも入水、九代出来、尤西川田ハあしく候而、貫四、五百二、三百迄、□直段、下ノ庄ニ而七匁六匁式、三分、中島六匁五、六分、ゆ立世詰五十式、三分、北島同断、西川田五匁乙四、五分迄

○時ニ当年秋作ハよろしく出来、同八月十二、三日乙雨つ、き、十四日谷川筋共大水、下郡ハ一円水入、近年之大水、桑村杯ニも座上へ相乗候趣、段々十五日祭礼相延申候

4、天保十四年(一八四三)水害 (七夕水)

⑳申上覚 (ナギ01737)

(端裏書)

卯七月七日出水模様桑野中山へ指出候控へ

(本文)

申上覚

□□五日晩乙之雨天ニ而御座候処、同六日七日両日之大雨ニ付、
川水之儀長川筋仁字ノ津渡場ニ而平素川幅四拾間程之処、今度出水ニ付昨日暮方ニハ川幅八拾間程ニ而水高サ三間半程相増申候、尤此度ハ大水ニ而地方へも乗り候義故、土地ニ乙候而ハ川幅ハ相分不申候

一今度出水川筋ニ而流失之品并ニ井闕用水筋田畠諸々立毛共疼可有御座候得共、只今ニ而ハ相分り不申候

右者此度出水ニ付、大綱之所両村申談右之通書付ヲ以申上候、已上

和食村庄屋

殿谷為右衛門
小仁宇村庄屋
秋本多三郎

紅露恵市殿
右之通今度出水ニ付、書付相認メ桑野村へ指出申候、已上

秋本多三郎
殿谷為右衛門
卯七月八日
森匠平殿

①9 乍恐奉願上覚 (7+01144)

控へ
乍恐奉願上覚

一当卯七月六日七日洪水ニ付、当村築溜并二井閑
其余処々破損仕、百姓共自力ニ御普請難出
来迷惑奉仕候ニ付、其節夫々奉願御座候処、
頃日勸農御積方御奉行様御出郷ニ而御通行
被遊候ニ付、当村勸農御普請之義先達而
奉願上御座候趣申上、御見分之義奉願上候所、

当村之義者御郡代様方御見分積り之御配無之二
付、御見分難被 仰付御趣被仰聞奉畏候、然所、
此度御見分不被仰付、猶又奉願上、追而御見分
被仰付候而ハ最早月廻ニ相向、御普請御延引
ニも相成、百姓共迷惑奉仕候ニ付、何卒御慈悲
ヲ以、此度御見分之義重々奉願上候処、右様
之義ニ候ハ者内分御見分被遣(御)趣ヲ以夫々
御見分被仰付御座候、右ニ付而ハ何卒御慈悲ヲ
以御積方様へ御見分之御配被仰付被為下候ハ
、難有仕合奉存候、尤右之趣役人共方御郡代
様江御願奉申上候様御積方様方被仰聞御座候
ニ付、乍恐右之段奉願上候、以上

天保十四卯年

十二月十六日 同村五人与

鹿藏

御引除
御郡代様御手代
三岡悦之丞殿
郡 直太郎殿

②0 勝浦川筋廻覧記 (7+01074)

(表紙)
天保十四卯年
勝浦川筋廻覧帳
七月十七日

(1表)

十八日 快晴
夜九ツ時、弘右工門・豊吉来、藤兵エ同道ニテ
先エ行、野間ニテ彼是隙取、鶏鳴前出立
鬼竈野ニテ夜明ケ、九ツ時清水屋エ着^(鬼竈)由
六ツ半時、莊太夫・政太郎・次太郎同道^(鬼竈)致候
上角ニテ黒鍬亀ニ逢、夫ヨリ同道、先夜地野
ニテ小便坪エ漬ラレ候晰、道々ナグサミニ相成候
弓折清水堂施行有之、茶ヲ呑休ム、弓折川
九合五勺ノ水、七日九ツ時出花、七ツ時引方付候
由、然共五、六ヶ年已前ノ水ヨリ少ク由、所々少
々宛岸崩居申、往来相疼居申候、全使水見
舞掃ニ逢、市中嘶致候、鮎持参見舞^(市中)遣候由
山城屋浜堤式百間切レ候趣、弥吉明神

(1裏)

ヨリ奥エ逃ケ候様、御仏^(説)有之、山大ニ鳴動
仕候旨、富田・大道ニテ、モツハラ評判仕候旨
申出、又石堂ニ居申^(鬼竈野)ヲ野者申出候ハ、
右説違無之大水ノギ佐那河内エ上ヨリ御触有之
様相聞候旨^(説)二申出候、右様虚説・流言区々ニ
出水ニ付、流言仕候義と指見エ申候
○赤坂道、余程堀居申、所々道ハ夕崩候エ共
道直シ有之候
○谷俣川、大水所々疼ミ大坂屋儀三良裏
藪ヨリ水入、内庭卷尺余、座カハチ切水入、玉
屋要蔵座敷卷尺五寸入、川向油屋酒店庭
敷井迄入、与頭庭エハ不入、川卷升ニ余り候エ
共五、六ヶ年已前、七月ノ水ヨリ五寸程低キ旨

田地工少々砂入候得共、聊ノキニテ疼（痛）□相成不申候、弁辨喰（つ）、酒呑□

○左右内、アボヲ坂ヨリ参リ居申人足帰（人）申出□者御本城二居申候所、御部屋様

お□とさま 歳四十程 江戸ノ産

お□とさま 同三拾余 同

(2表)

お□□之助妹（出掛）

お□とさま 同式拾七 同

皆御家中之産

右おさとさま者御飯連腐酒荷き台二乗セ

御目付・元メ・奥御小従（小使）杯工見舞送り何荷共

ナク切無シニ担キ出シ、人足甚迷惑ノ由□御（所）兩人ヨリハ夫々御金ノ由

○富田七日八ッ時ヨリ丈六堤切、園瀬堤（法常新堤）

切、弥吉明神土手切、水押込、七ッ時過ヨリ

水入、夜七ッ時ニ引方付、八日朝座敷ハ引候得

共、往来ニハ水有り、九日通路相調申候

低キ所ハ九日ニモ水有り

○助ヶ舟、上ヨリ安宅エ配リ、三拾艘余出ル

相成候ニ付、御見取ハ無之候エ共、御見取有之ト同断ノ短長ニ工合付懸ケ、今日藤兵エ・弘右衛門・佐蔵・豊太・次太郎下り、右巻列仲間ニ而大包ニ仕味噌杯進物多上候御蔵御損銀式千両余ノ由申唱候

○金毘羅石檀（檀）九ツ迄水二入、助船鳥居エツナ□申候、お夏茶屋軒切水入ル

屋根ヲ□拔出ル、中ニハ勢見山エヲヨキ付懸ケ溺死モ有り□舟助ケニ行候得共、門ハ少シ出テ舟

(3表)

入所無ク、且又、垣杯ニマカリ寄付レス、見舞持行（出掛）「見七候計ニ而持帰ルも多シ右様大水給物無之ニ付、食物之見舞ヲ第一ニ敷へ候旨

○富田杯ハ北方向ト違、水入候事無之、万事無勝手ニテ取ツマエ不致、其上家中ノ事ニテ（出掛）

不出来、着物ヲ始メ穀類・塩噌一モ不残皆水ニ入、大家中ニハ米拾石モ廿石モ水二入、時分柄ノ事故ウモレ、俵モ切一向不喰、牛馬モ喰不申皆捨テ候由、塩噌モ皆捨テル、大豆ハ皆足ヲ

町方御家中助ヶ舟共七拾艘余出ル、大工町浜ハ荒井向ヨリ舟二乗ル

○紙御蔵工水入り、座敷二尺五寸、御蔵巻

尺五寸、御土蔵入紙巻ノ通濡申候、俄ノ事故手

当人無之、紙屋町受取候紙御蔵外ニ置候所、皆

濡レ申候、直助・猪三郎・権兵エ・豊太、御蔵

ヨリ

持出候紙大数御土蔵入ニ相成候所、皆濡候ニ付

△御役所散乱、○十三日一統相下り候エ共、△

取

(2裏)

分難成候、右濡紙、日雇人并島田辺渡人御

雇ヒ都合百五拾人余ノ人夫ヲ以、九日ヨリ園瀬

堤切跡エ担キ出シ干シ候エ共、巻メ重サ六貫目、

巻丸三拾六貫ニモ相成候事故速取不申、人夫大

数相懸リ申候旨、杉原ハ猶重ク成役立不申候、

諸御用物夫々詰所ヨリ日々御土蔵エ入候所、

御用物不残水二入筆筒明キ不申、夫々クタクキ

同所川原ニテ干ス、右様水入ニ付置諸道具夫々

水入ニ成ル、右調人ヨリ持下ケ有之紙御蔵入ニ

ヲロシ候懸り一向喰エ不申、其中ニハ戸板ニ米巻斗モ式斗モ入干シ候得共厚クテカワキ不申皆ウモレ候旨、二軒屋町モ同断ニテ皆水入ニ成穀物大数捨り候旨、綿濡レ俵ナリニ生工候

○七日、節旬ノ事故、打寄酒宴杯仕居候所

水来り候エ共、是迄水入候土地ニ無之、格別ノ

ギハ無之旨ニテ、酒盛致シ、土手切レエハ

一向心付不申笑談仕居申所、水追々ニ来り、俄

ニ座ヨリ上エ成狼狽候中、盃物・盆、皆浮キ上

り候懸りニテ、家物不残水入ニ相成申候

(3裏)

○米九十四、五ノ所、大水ニ付、百目ニモ相成、

水入候分、一日ノ飯米モ無、三升、五升ツキ運

ヒ候懸リニテ、ツキ米屋方売米百拾五匁程ニも

相成、俄立登リ迷惑ニ付、御町□被呼候趣、只

今右相場上米九拾六、七

○座ヨリ上へ水入候分無足御小従（小使）ヨリ下

巻ケ月分増御扶持□被仰付候、大綱千石程

入候由

○畳、富田分者四百畳濡候趣、畳巻置

三拾貫二も相成、二人して担ケ不申、古畳等役立不申、皆往来へ捨有之候、新畳二而も家中二而水引候得ハ、速ニ干候事モ不知、長々水二付候ニ付、燻キ不申、敷キ候得ハ、湿ケ、大かた捨候様ニ成自分ニ干シ候仕候事得不致、日雇人ヲ以干シ候得ハ、此古畳役立不申旨ニ而、引巻キ（虫損）「出し掛致シ、且新畳ニ而も田土ノ如クト口粥悪水シミ込候旨

○荒井（虫損）四郎市中畳皆買取候得共、四貫目宛之畳（虫損）「（虫損）、老、式畳宛懇意先へ見

(4表)

舞二遣、且又外方も夫々買候ニ付、市中二畳切（虫損）「式十七、八奴も致候、南右藁出候義、勿論無之、藁切レ畳モ出来不申趣

○富田浜土手返テ害ニ成、水溜り、伊月丁杯第一二溜り、土手切候得ハ水抜候得、此時節北水（虫損）「切りも不仕候ニ付、水溜り（虫損）「二成、内方返テ土手外へ押抜候所も有之候、富田・中園・斎田同断ニ候得共、三ツ頭杯ハ平生之通

○裏屋小路之者共、勢見山へ逃ケ上り、金毘

流レ渡り座敷も無之様罷成、此頃迄も井戸水ニ洗候風体左もやに御座候、困窮之百姓麦小成杯繁雑之砌、座敷ニても見にく、見クルシキ至ニ候旨

○見舞ニ諸方を行頼んましき義「（虫損）「時ハ彼舞台ニ而人形覽候通うら板ノ上ヲ沼モフレニ相成候事故、下駄ニ而通りハタ〜と奥方響キ渡り、ユラ〜と来り候ヲ見レハ、島ちりめんノ綿入ノ沼付ヲ見シ候（虫損）「見クルシク（虫損）「シ、其余押テ可知

(5表)

○盆節（字）「算用も無之、注文之替りニ返テ町家（虫損）「見舞ニ酒ヲ送り候懸り、酒見舞ニ

甚よく、酒ハ多ク売レ候由、右ニ付、此半季ハ節季無是相成、自然永代帳ニ付候様罷成候

○先日ハ勝浦へハ真之助様、佐那河内へハ予三郎御出張、将曹様ニも御出張之由、与川内迄真之助様御出之由、勸農積方・普請方御奉行、夫々出張致居申候、大致之事故積難立由

羅へ集り候内、六、七人計掃度テモ飯物ハ無論薪迄も無之ニ付、帰候而も致方無候旨申出候ニ付、市中豪家共、老合米少々、手クラ老抱宛遣シ、夫々仕舞候由

○富田 死人四人

○富田分座ハ主殿ハ四尺位違奥ニ有リ

○七十

○富田御殿へハ水不入

○此度ハ勝浦一郡ノ洪水ニ而、海部郡ハ少々ノ降那賀郡ハ余程降、岩脇疼候得共、勝浦程ニハ

(4裏)

無之候、上郡ハ降少ク、下北方ハ大分之水ニ而北方久保ハ水入候エ共、大水ニモ無之、七日ニ大坂ヨリ入津有之、大坂・淡路、梅雨位ノ降之趣、右ニ付勝浦老郡ノ洪水ニ而（虫損）「候分相（虫損）「二相見候、所謂蛟・土籠ノ類飛候義と指見へ申候

○水入ノ跡、石畳・木口・衣類・其余諸雑物、屋敷内ハ勿論、往来へ取敷レ、屋敷も明ケ渡シ、から抜ニ成、且、右屋敷等地ばん疼居申義ニ而、水ニツカリねた落、古板水ニはり切、そり返り

○一ノ宮堤疼無之、名東モ同断、（上船頃）「上船新ニ土手

ニ添懸候新砂少々宛所々サレ、柴クエ等打手当仕候跡有之候、棒木七尺之水、堤

五合之水、堤老升之水ニ候得ハ、土手切可申候所幸五合ニ而堤疼不申、然共高越エ土俵ヲ以水手当致シ候得共、町内庭ハ上走り水ニ有之候

○源平八ツ房ニテ休足、トコロ天吞休足致候源平座敷へ式尺水上り、此処清水ワキニテ低クニ付、堤切不申候得共、降殊ノ外多式尺乘

(5裏)

り申候、夫々下ハ敷井迄位

○庄石橋ノ上、水四、五尺、十八、九ノ男渡候而、踏はずし溺死仕候

○名東聖撞寺タメ切之上降モ如傾盆

庄山地ハ島田迄一円ノ水、稲并青キ物不見

佐古拾老丁目南かわ内庭へ入、北かわ敷井位、綿屋利右衛門内庭前分五寸、南丁内にハ八寸、九丁目・十丁目南かわ低分、座へ乗り候所も有之候、町往来走り水

○八ツ時、清水屋へ着、塩進物扱致シ居申候、裏

屋敷中敷居切水入、大案寺へ壹面ノ水、敷居お下かへ落居申候、井戸桶浮切、店座切位
梁り低ク処水入、然共八そふ髪結処抔高キ
処ハ入不申趣、政太郎髪結二行、承り帰リ申候
○大案寺^{（奥座）}、座五寸、隠田^{（奥座）}壹尺五寸
上、大案寺^{（奥座）}、座上へハ入不申趣、大案寺^{（奥座）}寺中へ入水深ク、座上へハ入不申、四拾年已前ハ齋城座上三尺五寸、其已来之水、大案寺^{（奥座）}ハ水刷居申^{（奥座）}「^{（奥座）}」道具所持之旨、何共不申上候趣
弘右衛門見舞二行、相断候、此上土手切

(6表)

- 候得ハ四拾年前之水高ク候得共、鮎喰水少クメ^{（奥座）}「^{（奥座）}」水入之通
○藤兵衛・政太郎・弘右衛門・次太郎・佐蔵・重蔵二階へ同宿致候
○十九日朝、源右衛門来ル、十五日夜雨天二相なり候由
○真之助様ハ座上式尺、御用物・御書物皆濡候二付、荒井方置八拾丈送り候由
○死人、富田承り候得ハ、三拾人も有之由、又ハ

- 者四、五人と壹所ニ舟ニ乗り助ケ居申所、右声遙二聞エ、舟ヲロキ寄セ候所、諸品舟^{（奥座）}ニ舟^{（奥座）}ニ流レ懸り漸まき付、三人共相助ケ申候、富家ニ而女房抔死覚悟ニ而立戻有物着仕候、大谷ニ幸ヒ壹家有之、彼方へ送り候旨、此者運強キ者ニ而、たんす・諸道具多ク上り願^{（奥座）}「^{（奥座）}」銀札百目余ニ残致方無之、柴ノ間へ指込有之所、右柴新堤へ行不申、大谷へ流レ仕合居申、門前ニ来り取上ケ候旨源右衛門、茂代太方へ見舞二行承り申候
○廿日水流言諸々有之旨申出候、佐古筋ニ而ハ余計無之候
右株々源右衛門申出候
○佐古と大安寺とノ間、人家数拾軒、鴨居切り水、人ハ皆舟ニ乗セ為下候、乗り下ケ候様、裏座敷ニ而見候旨、清水屋下女申出候
○富田水上り肥担キ引ばい壹日二四、五十目も質銀取候旨
○富田中ニ而三、四軒ハ取ツマエ宜敷水ニ濡レ不申候、何某御家中ニ北方^{（奥座）}下女参り、且、老年之出頭男も北方^{（奥座）}来り居申^{（奥座）}「^{（奥座）}」水来り候二付、

実ハ四、五人とも申、処々ニ而違、区々ニ而、其説不相分

- 富田座上低キ所ハ式尺、夫方式尺五寸、三尺、四尺迄座上へ乗り候由、源右衛門申出候
○栗生野下屋敷、登り町^{（奥座）}へ水入候所、近処若者手伝取ツマエ、年寄ハ先へよけさせ、お内^{（奥座）}き出懸ケ候所、水背ニ不合泳キ、向屋敷へ付候様
○金毘羅エ逃上り、且助舟ニ而上ケ候而千人余人ニ相成金堂ニ余り絵馬堂・奉^{（奥座）}殿ニ居余り、八日ニハ少々帰宅、九日も余程居申候
○御舟式艘ヲ引、壹艘ハ舟ノ下余程有之、此節帰居申前堂迄懸ケ有之候得共、未夕約り不申、壹艘ハ未夕帰不申旨、塗り舟五度、僧式人ニ而多ク救候旨
○那波ニも書物皆濡候様、源右衛門承り申候
○^{（奥座）}塚 家流候処、親父之夫婦二階へ上り、其俣流レ

(6裏)

候^{（奥座）}「^{（奥座）}」男ハ屋ねヲ破り上へ上り、流レなから助ケ呉候様呼候所、大谷茂代太、其節近所之

(7表)

此水油断難成旨、下女申出且那^{（奥座）}「^{（奥座）}」二付、下女手配ノ主人ニ而、障子ヲ駒足ニして其上へ戸板^{（奥座）}「^{（奥座）}」壹ヲ上ケ、男老年ニ付、壹畳上ケ候中女ハ三、四畳も上ケ、諸雜物ヲ上ケ、女ノ手配りニ而奥さまニ申上たんす^{（奥座）}「^{（奥座）}」奥さま江申上、引出シ守リニ二階へ上させ幾日ノ水^{（奥座）}難計旨ニ而水ヲクミ上ケ、一番ニ火打箱等ヲ心懸ケ二階へ上ケ、ザン時ニ取片付候処、早水座上へ乗り手桶・たらい等之浮立候二付、女、水ヲヲヨキ、繩ニ而ク、リ合セ繋キ留メ、一も不流、五、六ヶ貫之香物桶漸ク兩人してから碓ノ上へ上ケ候得共、是ハから碓浮キカヤリ候旨、右様火急之砌、雇ノ人ハ無之、兩人指図ヲ以皆取片付、都合宜敷様仕、門戸・障子ヲ明ケ渡シ候ニ付水通宜敷、アクタ皆流レ抜申候、外家中ハ狼狽水来り候ニ付而ハ、門ノ戸ヲメ、玄關戸ヲメ、スミサシ木ヲ致抔仕候内、水ハ戸ニ不構、漸時^{（奥座）}ニ水入、諸品ヲ水漬ケたふり着類、引出シ等クナヲ拵エ上ケ候得共、手桶其余庭等有之物^{（奥座）}「^{（奥座）}」

水増ニ付、浮キ上リ皆倒候も多、且たナへ引出シヲ上ケ、水入ヲ上ケ仕候ニ付、シスク下へ越、取込中考エ無之、右様之事ニ而取片付有之物迄皆水入ニ相成候旨

○佐古清水屋東ノ材木屋三間物ヲ流シ候旨

○十九日快晴、暖甚シク、八ツ時夕立白雨

ゴミシメリ、源右衛門来リ嘶候、一緒茶漬

喰見舞ニ行、庄太夫・次太郎残り、飯喰ヒ

出立、尤荷物ハ入夫・雇人ニ持セ木屋へ遣候

免許町島藤ニ而きり買、悪水庭ヲ流

(7裏)

候□共、水ハ不入、新町橋筋浜へも不入、大

工町近來焼失、普請之義ハ地盤少々高ク成

候ニ付不入、古普請ノ方ハ水入、杉屋裏迄も

水入ニ相成候得共、皆庭走り水、大工町低処ハ

折々座上へも乗り候由、夫方淡路町・籠屋

町抜、富田添之町へハ少々宛入ル、大工町方舟

通ル

一富田見舞ニ廻り候処、夫々相片付、水入之体

格別相分不申、処々ねりへいハ崩レ、板か

□□流浮多紛失仕候

○富田新道ニ而者、雨タリ水ヲ受、茶ニワカシ候旨木屋祖母申出候

○佐古五丁目かつらや・ならや、両酒屋低ク

座敷ニ水入、木屋祖母妹ノ方、五丁目南裏

座敷へ耆尺余上リ、庭□切

○大谷、諏訪方東分不残座敷へ上リ、未水入候

処者無之、畳諸物皆水ニ入候由、新割雇ニ

仕候者川縁ニ倒共積有之、右水ニ不残流レ

中々取上ケ候間無之、妹ノ方方向目ニ見候様

祖母八日見舞ニ嘶候旨申出候、耆丁目

近之間ハ表店へハ水不入

(8裏)

○川ハ座上耆尺五寸、前廉障子ノ駒足ニテ

留候様聞伝へ居申候、畳等濡レ不申旨、此障子

第一之道具ニ而、外ノ物ニ而ハ如何程重キ物ニ

而も水ニ浮キ候様

○武市杯ハ諸物ハ勿論、御用物不残水ニ入、此節

迄も出勤不参ニ而、家ねニ而干シ候旨

困ヒ、大数之所ハ板も不届、幕□□モノ切引居申候、水入候切かべハ不残崩居申候、大家中ニハ玄関ハ畳入候得共、未タ多くハ畳入不申うら板ニ而居申候、古畳水ニ漬り候分、未タ干シ居申候、真之助様見舞帳細書居

申候、新畳玄関ニ敷、外ハ薄へり、又ハうら

板ニ有之候、前段之通処ニ寄候而ハ、六、七尺、

四、五尺之水ニ候得共、相片付候ニ付、格別替

り候義ハ無之□富田浜ノ土手、内方水押シ

少々疼

(8表)

且ツ渡場ノ東式ケ処石垣少々崩居申候

○内町、水不入、往古方水入候事無之候、然共

道水・悪水ツカエ、窄ノ浜方東ハ往來水タマリ

申候

○水來候節ハ仰山ニ候得共、引候得ハ元之俣ニ付

思入方者疼手軽事ニ候

○那波・岡本、蔵書皆水漬ケ、岡本者写本大数

箱入之俣流見へ不申、和本ハ手入も仕候得ハ役

立申候得共、唐本ハ一向手入不被致由、右□シ

○新町橋板方老間余も下ミナとや石垣方耆尺下、

舟通路申候得共倒、大水ニ相成候得ハ

橋浮キ候ニ付、酒ユカキ水ヲ入重シニ置候、

是ハ常式之事并橋グイニ板ヲ置、鳶口ニ而流來

候物ヲ引除候、是モ常例之事

○佐古五丁目橋ハ水ニ而見へ不申、耆丁目橋ハ

浸り不申候

○寺町山水大ニ押出シ、少シヤレ多ク押流シ来リ

溝往來へ土砂老円タマリ、宛モ如川原ニ相成

往來ヲ水流、此節墓ノ間杯へ取捨テ居申候

大雨ニ付ねりへい皆倒レ、板ニ而困ヒ申候、中

ニも常智寺長へいかやり申候、延徳寺・來福

寺同断疼ミ盆中墓参之節も砂石之中ニ而甚

難渋之由

○富田渡シ、七日、八日留り申候

○住吉島、高キ所ハ水不入、小林座切ノ水、畳を

上ケ候旨

○常三島、近藤直之助玄関壁耆尺ツカリ申候

手□□二有リ

○任助・大岡・前川・出来島水不入
 ○宮井村、宮井甚弥義、御本城御番人二而有之所信濃様へ被罷出御株二相成、倅平右衛門ハ信濃様へ出勤、妹智甚兵衛、七日御本城御番役当番二而留守、妻子孫嫌八人、姉娘十七才、都合九人居申候処、七日洪水ニ而水出候節ハ、宮井村土手外二舟二葉百五拾目程之ヲ積み有之、右葉ヲ留メニ村中之者四人罷出、舟ヲ留メ候得共、流レ候二付、致方無之葉ヲ捨テ、漸舟計取助ケ候処、追々水増シ野上堤切、暫時二四、五軒も流レ候様罷成候懸リ右甚兵衛方者川ヨリ余程相隔離候得共、水来リ座上へも水乗候様指見へ候二付、妻、幼少之子供ヲ相手ニ取、二階客ノ上へ置ミヲ上ケ、上へ積懸ケ候所、早、水俄二増シ、置ニもツカリ候二付、子供ヲ二階へ上ケ候所、小サキ家ニ而座も無之、上具ノ上へ乗セ候内、愈水増シ候二付、姉娘□二斗桶ニ白米八升程入候ヲ水ニ浮エ上サセ、仏檀ヲ取片付候内ニ取片付ニ不及、最早

(9裏)

米ヲ上ケ候も甚六ヶ敷相成候得共、何日水入ニ相成候義も難計、米無之而ハ、飯令二階へ上り候とも助命ノ道無之ニ付、何卒米ヲ取上ケ度、娘と兩人して取助ケ候得共終二取上ケ候義も難叶、思ひ切、米ヲ捨、二階へ上り懸ケ梯子ヲ懸ケ候得共、梯子も流候得共、漸二階へはい上り、上具ニ子供ヲ袴セ、其身ニ袴付居申候処、追々水増シ、軒口ツカリ、クラーやみニ成、昼夜不分所、足へ水サワリ候様相成候二付、屋ねヲ切破り申度、やふり懸ケ候工共、切物ハ無之、手ニ而引明ケ候義も難成、縁ヲ喰切懸候得共、ス、口へ入難渋致候得共、漸々引明候得ハ、雨ハシキリと大降、同日未タ七ツ時下リニ有之候、水追々増、日暮二軒口へ八寸上り居申候而、夜二入候二付、如何程水増候哉、不相分、九死一生之場ニ付、老夜千日ニも伺ヒ、如此大變洪水ニ候得ハ、天下常闇ニ相成候義と相思ヒ、いつ迄待候而も夜明ケ□朝も有之間敷と思ヒ居申候所、

二日振り程□漸東白ミ夜明ケ候様ニも指見へ候二付、あれハ夜明ケ候□と生たる□地ニ而相祝居申所、間も無之夜明ケ候二付、「(其掛)」ハ水余程引居申、追々ニ引座敷も「(其掛)」ニ付、下り度思ヒ候得共、梯子

(10表)

無之、女子供共可下様無之、如何センと思ヒ煩ヒ候処、運ノ強キハ壁ヲチ候二付、小間屋ヲ梯子ニして下り候内、水スト引候旨、祖母有之処、昨年病死仕候所、近処方見舞ニ来り候者、昨年之□□敷御入前ニ而此度御老人有之候得ハ、御助リノ道無之旨、賀ヲ入候様右甚兵衛、信濃様へ十九日藤兵衛罷出候得ハ相嘶シ候旨、藤兵衛相嘶申候
 ○坂東為藏義、藤兵衛二逢二晩、木屋へ来リ、壹緒酒吞居り申二付、供々吞、御屋敷内何角色々長嘶仕候得共、出水ニ不拘二付、略之寺島水不入、為藏、七日晚御下屋敷出来島へ行処、出来島四方ノ土手ニツカエ、瓢箪堀り入りハ川ヨリ水入候二付メ候間、屋水溜り

(10裏)

堀り巻面ノ水ニ成カラマリ、夫方深キ所ハ腰ヨリ上へ立候様、御屋敷方庭敷并切、□屋□前二巻、式軒ハ座へも上り、畳上ケ候屋敷も有之由相嘶、両島ニも川ヨリハ入り不申候得共、雨水ニ為皆カラマリ□□候様
 ○登り様来月八日、出雲様来月十八日
 十日違二江戸へ御立之様、為藏嘶シ申候
 ○十九日晚、政兵衛・兼藏、木屋へ来り申候
 ○廿日快晴、彼是隙取、五ツ時出立
 ○富田渡シニ而紙藏へ出ル、日雇人へ尋候処、右藏八ツ下り方水来り、七ツ下りさかり、晩ニハ引方付候様、梯子等ニ而台ヲ仕、上ケ懸ケ候得共、台浮キ 月番庄介殿へ行候処、早庄介宅置浮キ候様相成、藏へ帰候処、畳ノ間方水吐キ浮上り座板相流致方無之、敷井ノ上ニ立チ夜ヲ明シ候様申出候
 ○大道、第一ニ水入、先日十日政太郎罷出候節ハ戸障子入候者無之、雑物取敷目も当ラレ不申、只今迄も畳千シ、古畳八分ケ取敷二有

之候、雜物も少々干シ有之候得共、戸障子も夫々入、大抵元之如クニ相成候

○瑞巖寺山、長五拾間二幅式拾間程崩居申候

○下八万村板橋、南方橋詰式尺水二入中ノ□キ所ハツカリ不申候

(11表)

○下八万村^(延生軒)常軒前堤切、百間余

人夫□人余・馬拾疋、田地ノ中砂、并川

中砂土手へ付入、石ハ円常軒裏、并下ノ山

掘取申候、堤切口淵二成、舟二而石捨て申候

奉行出張小屋打□□木二而普請仕

居申候

○同村之内、沖塚六十間堤切、余程川成二成

□共普請仕候者見分不仕

○犬山土手四拾間切、砂入余程有之

普請人数相詰取懸り申候

○同村之内、法華二而休ム、酒呑

○同所ツメタ橋南方漬り中少計出居申候由

○砂入之近所稻タヲみ水入之姿ニ相見へ候得共

八万堤方富田迄之間、水入候哉、稲毛常ニ不替

○八万村南北山少々宛崩レ赤ク相成候処
数百ヶ処

○式軒屋無縁寺五、六ヶ処臺床崩レ

余程ツエ、新仏等多出、瓶ニ水溜り、尼僧ノ
行水と申唱候

○冷橋^(冷橋)辺り之人家、座上壹尺前後相溜り候趣

(11裏)

大谷村へ通ル

○ツメタ橋方新堤迄之内、大谷村人家座上

四、五尺、小屋ハ軒口切タマリ申候

○新堤上ノ人家高処ニ而座上壹尺、低キ処ニ而三、

四尺、大抵土手上ニ而も四尺位ハ壁ヲチ居申候

○新堤四、五間、又ハ拾間 掃^(掃)間^(間)所々土手

切

○大松村座^(上)三、四尺

○南塚^(南塚)水入土手切

○大松村丈六鳥井前^(鳥)南堤へ通ル

○同村・西塚両村組合庄境ノ外間堤

式ヶ処三拾間程宛切、砂入壹町宛

切口人家壹軒流失、疼所有之候

○西塚村外間土手下、丈六拾丁下り堤四十

間切、堤外間三味ニ而石碑多流、田地ノ中へ

砂と共ニ流レ所々田ノ中ニ石有り、花建數百本

崩口土手ニツ、ニ書付ヲ致シ、建並ニ盆ニ參り

候跡有之候、砂入式丁程、夫方西塚内間土手切

ニ相成、人家拾三軒流レ、内七軒ハ下へ流失

五人溺死、其内ニ龜藏と申人柄宜數者

(12表)

流、死骸不相分、親夫婦ハ家ニシカレ、死骸有

之候様、其余倒レ懸候之家數軒有之、此節

ヲロシ直シ居申候、壹円水座上へ四、五尺入り

カベ落居申候、此村溺死あわれニ候

○丈六寺馬場留、土手四、五拾間切レ、右西

塚と同断、式町程之砂入、丈六門前大松

數拾本流レ来り、砂と共ニ田地中へ竹ノ根共ニ

諸共數拾本流レ、右兩処二、三拾人普請仕

居申候

○丈六巷ノ門、土手切、幾ク尺も有之大松

倒、堤^(堤)裁^(裁)拾間余切、巷ノ門流レ、法華ノ新

堤ニ懸り居申所、担^(担)取居申候、砂押込、人

家拾三軒流レ、土藏内へ四人入居申所、蔵倒四

人共ニ溺死、生駒主水^(主水)大牌倒、并生駒小

牌共余程島地之中へ流居申所、此節

石工參り建直シ、地はん方仕替居申候、棺ノ

ふた石ハ流レ不申趣、其余土手ふち之人家

ノ石境、何百とも數不知、掘返り流失仕候

門前大疼み人家へ余程水入、寺中へも

水入候趣

(12裏)

○丈六裏山ノ民家余程高キ所ニ有之分

座上四尺入候旨

○本庄分不残水入、小屋ハ軒迄もツカル

○丈六山裾、宮井境土手百間程切、

田地砂押込、宮井川南北堤切、田地へ

砂入、右砂入不申所も下方二はかれ稲かやり

役立不申分多シ

○宮井村堤、右切口ノ奥、茶屋ノ下、土手

式拾間切レ、田地へ砂入、堤ノ上ノ茶屋・人家

七、八軒座上へ四尺、堤上壹間余、茶屋

奥も土手切多、皆舟ニ乗り逃ケル

○宮井分、宮井川南方二而
七百間

一 宮井分、軒口迄水入

(13表)

○田浦死人廿六人、内五人死骸不上

○砂入、長拾四、五丁、横七、八丁

○姫石ハひかい野村迄行

○ひかい野・シホヲ・田野、耆尺、式尺こみ入

愈上田二成 中ノ郷・枝田・中田

○田浦式千石、内八、九歩砂入

此内八歩通御□引

メ 耆歩 少砂入

○土手

老間切下

寺ノ古屋敷

六拾間余

○井口山□山塩皆疼み申候

○奥土手切、大綱百間式間切

都合井浦備雜 下七拾間測成

上砂

○おたま井土手 式百間塩入、今張

田地拾四、五丁余塩入、稲役立不申候

クワ打板ニ而留メ、ふち土俵ニ而、中へ砂入申候

○砂場 大土手・小手 式百間程切

○砂場南 入津口、砂場ノ方切、舟入場替り申候

○元根井堤、式ヶ処ニ而百間程宛

(13裏)

此分塩留早ク仕ニ付、稲余計相疼不申候

おたま井堤ハ只今百間余出来仕居申候

塩留出来仕不申候

○土手切ニ付、三百間程舟ニ而渡ル、人夫数百人

○家耆軒流レ申候

○金磯新田助右衛門方南手土手外溝ふち

百間程切、塩指込候得共、塩留出来仕

稲ハ大数之疼ミニ相成不申候

○田野村那賀郡境山鼻入り口、勝浦水ニ而

入り、土手共ニ切入り、耆ヶ処残り居申候、塩

留振りニ出来仕居申候、此処も赤石と言唱候

土地、夫ら赤石土手少々切疼み居申候

人家へ水入ル、赤石ハ土手縁御分一処有之所

少シの間ニ候得共、豊浦迄赤石と申唱候

○豊浦座上式尺余、不意ノ水ニ而量等

濡シ候様、鳥屋九兵衛方ニ泊ル、耆客ノ上ニ

量ヲ置候所、式量半濡候様、土手疼申候

○小松島ハ七日八ツ時水入、^{セ、ハツ}進年巳前ニも田

(14表)

浦切、庭先迄水入候得共、座上へ入候事無之、

用意も不仕内、水来り、低処ハ座上三、四尺、

高所耆尺五寸方式尺

○廿日快晴、五ツ時出立 同日□□□□

立江・中村・宮倉村・葉ノ浦、^{カラ高田}座上へ水入少々

□□

○岩脇町

此町、右村方ハ川縁ニ候得共、高ク座切、低所

ハ座上へ^田東^田耆尺

○湊屋七十石 和平、只今類蔵

麦 式拾式匁式分□□ 目切

上砂

○おたま井土手 式百間塩入、今張

田地拾四、五丁余塩入、稲役立不申候

クワ打板ニ而留メ、ふち土俵ニ而、中へ砂入申候

○砂場 大土手・小手 式百間程切

○砂場南 入津口、砂場ノ方切、舟入場替り申候

○元根井堤、式ヶ処ニ而百間程宛

(13裏)

此分塩留早ク仕ニ付、稲余計相疼不申候

おたま井堤ハ只今百間余出来仕居申候

塩留出来仕不申候

○土手切ニ付、三百間程舟ニ而渡ル、人夫数百人

○家耆軒流レ申候

○金磯新田助右衛門方南手土手外溝ふち

百間程切、塩指込候得共、塩留出来仕

稲ハ大数之疼ミニ相成不申候

○田野村那賀郡境山鼻入り口、勝浦水ニ而

入り、土手共ニ切入り、耆ヶ処残り居申候、塩

留振りニ出来仕居申候、此処も赤石と言唱候

米 三拾目 □申渡□

大豆 三十目

ツキ麦四十目

土蔵耆つ、納屋式つ

居宅流

庄太夫残り 高瀬舟二五ツ□

○今里屋清兵衛 不残流ス

○兵庫屋、馬屋 小サク

(14裏)

○マクノ屋伊平と申□屋

此喰米三十石も入り、□少□取付候処、

丸流レ、只今キカツ

○トミヤノ弓兵衛、古手 彦太夫

女四人親子

立戸棚ニ四人乗り流レ申候

□□ 右流懸り居申所、少々取出シ申候

○灰屋新助、本家ハ不流

隠居屋・納屋へ入候物、諸品入候所、六十余程

丸流レ申候

むね数十三軒

カマト数五軒

町筋腰切田台五、六尺

中島・小島ハ流、大抵ハ田台中へ流レル

○怪我人無之候

○棒耆丈ハ初メニツカリ、耆丈ノ上、式尺ハツカリ申候

茄子九貫、只今三貫五百

○河内屋六助茶屋ニ而休ム

(15表)

亭主留主、向酒屋へ行居候

助舟数艘ニ而往来仕候

○九年巳前、七月十日と同断

其節耆軒も不流

○廿日迄之水、流れ同断

○七日八つと暮迄、夜九ツ時と引方

○七日晚、水上ニ火何ツとも無之ニ有り

妙見八幡、水天狗(水天狗)

○イトヲ屋喜兵衛と申者、信心者ニ而

湊屋ノ間ニ□何ツも有り、不流

○妙見春右衛門、天神宮へ助上ケ居申候所

焼天候様□□相見へ、何事と申候所、家助り申候

○岩わき、三十間土手切

砂入五反余、長四十間

○同所□性寺前(龍泉寺)、内間馬場彦耆反程砂入

○妙見土手耆丁程切、内三拾間余土手

株残り砂入長三十間五、六反

○三軒流失、怪我人無シ

(15裏)

○古毛村土手切、三百間砂入、拾五町内

五町白川原、残り拾町ホツ、砂五味入、

此処ニ八ヶ村江懸ル用水井口相疼、八ヶ村

無水ニ罷成、先日と勸農御手方出張

耆日人夫千人宛都合三千人ニ而荒方

用水ハ掘割、仮成水通申候得共

未タ下村々江ハ行届不申候、此節山内

虎太郎・井上恒左衛門・積り方小倉

官右衛門出張、人夫百人計杭打

もつ懸ケ、横井関上ケ居申候、堤

根置拾四間、胸張和久四間、右疼

処、高大之事故、未タ土手江ハ手不付候

用水懸り少之人夫ニ而行足り不申

隣村之人夫相配り召仕候旨、右奉行

之面々申出候

○人家三軒流失、井口ニ四、五軒半流ニ

罷成居申候、尤右流失之家

去年生レ之子・八歳ノ子・両親都合四人

(16表)

二階麦藁之上江乗、岩脇迄流レ、夜分

之事故、助ケ舟も無之処、程能相懸り

右四人共無恙相助カリ申候

一 沼江、水、沼江軒内迄入、川ヨリ五間も上り

一 山塩ニ而□蔵・美喜太家潰、老母老人

怪我死

一 四拾三軒、四拾目平シ

一 山上小名迄砂入、山崩切無シ

一 七日八ツ時出花、七ツニ耆尺切

木(七ツ手時)時ニ耆尺五寸元と増

六ツ時と五ツ時ニツカリ引

一 流家耆軒 □次

一 潰家四軒

一 流家山家屋虎次

今山分

一 慈林寺 潰家分 古□山 軒数三軒 蔵共

一 左吉 耆軒 跡形無シ

一 □八 居宅・納屋・蔵、耆軒残ル

一 怪我 式人 中納木

庵坊

(16裏)

土手切 百間 田地式拾丁余

同縁ニ少々宛残り

川中程二付□通りニ川突抜□流付申候

水留出来不申候

寺路五間ニ四間之石、其余大石幾つも連り居申

候

中角分

一 流家 四軒 土手線 斎太郎・役蔵・国蔵・亘二

郎

一 流レ懸り耆軒、左ノ伊兵衛荒物店

- 一 怪我人 無シ
- 一 夕ゐ打水留致懸ヶ候得共、川原へ水来り不申、田台へ水九歩通り申候
- 一 土手百間程切レ申候
- 一 六十三年天明度、此通二切レ申候
- 一 土手伊兵衛前へ崩レ申候
- 一 舟ツナキ居申候

(17表)

- 中山 □蔵、土石来り、川ウマリ居候
- カン谷 役蔵・□五郎 流レ姿無シ
- 中流レ 三次郎・亀蔵―家ウマリ

嘉之助

甚蔵

□郎

米残りニ而被仰付段々有り

大□分 竹蔵・利八

中山本谷

安蔵・亀蔵、家中流

納屋流レ

七日、良蔵ち申候
(17裏)
長柱

- 一流家 式軒、馬屋□太郎
- 一 怪我人無シ
- 一 堤式ヶ処ニ而、五、六十軒切井谷村ノ内
- 一 日浦 忠蔵・浅蔵・貞吉・富蔵

徳蔵、外ニ巻軒

メ六軒

外ニも多有之由

日浦分ニ六畝残ル、三百石程之土地

平石方山塩ニ而、谷ウマリ

(18表)

星谷 材木屋流れ申候、弁五

千香屋 谷屋政兵衛

死人 三人、新兵衛家族三人

新兵衛家山塩ニ而潰レ申候

瀧ノ森ノ下

一 棚野・久国・森、水不入

怪我無シ

西又谷疼候、外ハ不疼

下屋敷下酒屋□田地疼、外之者共ハ不疼

(19表)

○古毛村ニ而、山ノ内虎太郎、仁宇谷筋・

加茂・十八女・大井、村々見分ニ罷越シ

今日古毛村普請処江罷出居申候

相嘶シ候ハ、川上村々大数相疼

大井村山崩レ、川向ニ川方拾間程

引上り、人家ハ水兼右崩レ候勢ヒニ而

川水激上ケ、座上江鮎拾四、ナマズ

巻疋、都合拾五疋トレ申候

(19裏)

廿一日 八ツ時下り、横瀬ニ而少シ降、笠不入

廿二日 坂本逗留、八ツ時雷鳴、雨降

廿三日 傍示泊留、昼八ツ時少シ降

廿四日 帰ル、梅木孫三郎

(20表)

天保十四卯七月、出府小遣覚

七月十八日

- 一 横瀬・中山、押出潰、繁蔵
- 一 居宅・納屋流、土蔵残り
- 一 同所 坂本、川ニ而流候分
- 一 佐太郎・兼之助、内巻軒ハ潰、巻軒ハ流レ申候
- 一 怪我人無之候
- 一 土手ノ上ノ家、座上ニ而、四、五尺、流レ懸り漸留り申候
- 一 ミヨシや角右衛門店ハ店迄入ル

(18裏)

- 一 橋野屋茂兵エ方ニ而休候、酒吞
- 与川内
- 一 潰家 拾式軒
- 一 内四軒、姿無シ、屋敷替
- 一 田地 四歩通疼み、川縁大半流レ申候
- 一 坂本

此□巻軒形無シ

神璽 屋敷替

潰家 四軒 利之助、紺屋高四郎

鳥吉 八七入

一 壹匁六分 一ノ宮茶代・酒代
 同日
 一 四分 源平ところてん代
 一 貳匁 政太郎・次太郎・庄太夫
 三ッ割ニ仕候事

同日

一 壹分五厘 名東わらし代
 一 貳匁 清水屋十八日宿料
 一 三匁 朱墨老丁
 一 六分 三ッ目きり三本
 墨坪・す□貳つ
 四書抄説十二冊
 平家物語語り
 野間朱墨代取かへ
 一 貳匁 三味湯茶筒代

割物

十九日

一 拾貳匁 四人割 木屋宿料 ○
 政太郎出シ

廿日

同人出シ

一 壹匁八分 法華 花屋磯八方酒代○
 同日 同人出シ
 一 壹匁六分 宮井 茶漬代 ○
 同日 同人
 一 四分 おたま井渡し ○
 同日 同人出シ

一 壹匁四分五厘 根井 酒代 ○
 廿日残り 豊浦 鳥屋九兵エ泊り○
 一 七匁貳分 次太郎出シ

廿日

一 六匁貳分

岩脇 河内六助 ○
 酒代・昼宿

同日

一 四匁七分五厘

横瀬休ミ ○
 庄太夫出シ

同日

一 五分五厘

同所蠟燭・わらし○
 同人出シ

同日

一 七分四厘

与川内 草り式足○
 政太郎出シ

一 貳分

中角 渡シ賃○

(21裏)

一 拾匁三厘

内拾貳匁

政太郎

同壹匁八分

木屋泊り

同壹匁六分

法花酒代

同四分

宮井

同壹匁四分五厘

お玉井渡

同四分

根井 酒代

内メ十八匁六分五厘

ぬ江・中角遣

過八匁六分式厘

梅ノ木遣

内三匁

メ五匁六分式厘

(21表)

一 貳分

メ三拾七匁九厘

同人出シ

一 貳匁

庄太夫出 ○

一 壹匁

政太郎出、梅ノ木酒代○

一 拾匁三厘

老人前 拾匁三厘宛

一 拾匁三厘

庄太夫

一 拾匁三厘

次太郎

一 拾匁三厘

与川内

一 拾匁三厘

横せ

一 拾匁三厘

差引 残而 六匁七分四厘

一 内三匁

□代 政太郎へ渡分

一 同貳匁五分

□代 次太郎分

(22表)

一 拾匁三厘

次太郎

一 内七匁二分

豊浦宿料

同六匁貳分

岩脇酒代

同四匁七分五厘

横せ休

メ十八匁壹分五厘

横せ休

過八匁壹分式厘

内式匁五分

同八分

メ四匁四分式厘

巾印分四厘

メ印分八厘

四匁四分壹厘

一 拾匁三厘

四匁四分壹厘

内非匁九分八厘

メ印分五厘

五匁六分式厘

庄太夫引合

同断

巾小八分

藤兵衛五匁事

藤兵衛

次太郎へ渡事

政太郎へ事

祖母初盆、素麴壹貫目持^(箱)□、勝浦^(書)□疼^(書)ニテ□々
夫々委曲申越候書状□也、坂本と之書面も持参

十六日 快晴

朝、傍示・坂本、返書相認メ申候、堂ノ瀬へ行

石橋昼過揚濟、休ミ酒呑、紙調人共市中見舞

相談ニ加「」寄合、明後日出府ニ相片付、

藤兵衛モ出府仕ニ付而ハ、庄太夫兼南方川筋一

覽之含ニ付、一所ニ廻仕旨ニ而、次太郎も誘引

仕候、日暮ニ帰り候

十七日 快晴

(22裏)

十五日 快晴

堂ノ瀬ニ牌銘石搦ニ行、胤光夫婦・三次郎・耶

須、四人、石牌新ニ据エ、先日□□取候ニ付、

搦リニ行、玄理君石搦之節、石工油屋卯之助搦

り□□此節搦り候所、程よく出来仕候、次太郎

呼^(題)□遣シ手伝すり終る、出情四拾枚程する、

夜ニ入帰ル、寄井伯母逗留、傍示男来り居申候、

(裏表紙)

栗飯原庄太夫

略)沼江村へ通山崩見分(中略)
横瀬ヨリ夜ニ入坂本二行、美馬新
吉郎方ニ泊ル(後略)

廿二日 雨 (前略)兩三日暑ヲ凌キ秋日見分、
夫々記シ候ニ付、草臥、朝寝ノ上
緩々仕(中略)新吉段々留、明極
早朝傍示へ廻リ直キニ帰り可申旨
ニテ逗留仕候、(後略)

廿三日 快晴 早朝飯ニテ酒呑、出立、新吉坂本
境峠迄送り来り候、傍示工行、家
内出迎ヒ表工通り、民之助出府留
守、竹三郎・安助饗応仕候(中略)
晚景ニ成且又留メ候ニ付逗留仕候
(後略)

廿四日 快晴 早朝飯ニテ酒呑帰ル、朝日ニテ照
付梅ノ木坂甚難渋、所々木陰にニ
テ休ム、坂道隙取り下番工昼九ツ
時ニ著仕
(後略)

堤切ル、岩脇村式拾軒程流ル、富岡町座上巻尺計、
其余少々山汐水入場所いたミ筆紙難尽事ニ候、死
人牛馬之義何百やら未不相分、徳島始南方筋洪水
前代未聞ト申事ニ候、御上ノ扶持人衆へハ巻ケ月
分別段ニ被下置候
(後略)

5、弘化四年(一八四七)水害

㊤かどや日記 二番 (F400002)
弘化四年条
(前略)

一七月十二日未明方雨少々降出し候、十三日大雨、
四日朝方丑寅風吹出し候、尤中風ニ而候、昼頃ニ
而ハ東風ニ相成八ツ時ニハ風止申候水ハ御国水ニ
候得共、暮方迄ニ土手五合程出申候、内外とも立
毛当時ハ大いたミニ相見へ申候、入田川殊の外大
水、広野分二十式、三軒家流一ノ宮堤切、東土手
根酒屋、酒蔵残る外流申候、其近辺五、六軒之人

㊤かどや日記 二番 (F400002)
天保十四年条
(前略)

一七月七日大雨洪水、徳島方南方取分大いたミニ而
候、名東聖章寺池堤切、佐古筋山手ノ方大水、佐
古三ツ合辺方四丁目位迄内庭へ入、西新町庭へ入、
大瀧山寺町辺大水大いたミ、寺方練堀多たをる、
大工町水座上へ入、織丁・大道・鷹匠町・淡路町
辺座上三、四尺右之場所十日ニ罷越見及候所、毎
々一軒も不残水ニ入、諸道具類米麦様々ぬれ物町
中干ならべ、目も当てられぬ事ニ候、富田中諸家
中方之内ニ而座上へ不入分五、六軒程有之事ニ候、
八幡村堤百式、三拾間切ルニ軒屋横土手三ヶ所
切ル、田浦村丈六寺前辺、川東西一同二堤切レ、
田浦村丈六寺前辺、川東西一同二堤切レ、田浦五
十軒之所四十七軒流失、人死廿八人丈六一ノ門こ
けれ同近所在家七、八軒流失、中津峯山汐少々崩
宮井・野上之組頭大身上ニ而、居宅土蔵共数多有
之所、一ヶ所も不残流失、家内も大方相果巻、忒
人残り申趣、小松島座上三尺計、根井并助右衛張

家不残流、死人六、七人御座候、早測辺方下土手
下土手四、五所も切申候、南方田作ハ相分り不申、
北方筋ハ中稲大服時分ニ而大いたミ之様申候、右
十四日ハ二百十方九日前ニ而候
一ノ宮土手家流之内、一軒ハ木綿晒屋家内五人之
所老人老人残り四人死申候、巻軒とうふ屋三人相
果申候、川田町土手百間、忒百間三ヶ所切、潰家
五軒并大いたミハ多、人ハ怪我無之候、田島ハ掘
流、石砂入広大之事ニ候、瀬詰村之内湯立西土手
切、流家・潰家段々田島大いたミ其外上郡筋谷川
□も大水ニ而家流・潰家多御座候、入田川奥筋、
家流・潰家段々有之候、兩日雨格別大降ニも相見
へ不申候へ共、水山川筋四、五十年も覚ぬ大水ニ
而御座候、
上方ハ風も吹不申趣相聞へ讃州はハ白鳥方東大風
西ハ風なしと相聞申候、川田村圍中一番之大いた
み、堤切并腹くすれいたミ共都合十八所ニ而千三
百間下御注進仕候
一同廿二日式百十日、朝方少降出し、昼夜中雨ニ而、
辰巳雲ニ而風ハ少々計吹候へ共、早々風申候、同

夜半過ら出水、夜明過土手七合、十四日水と式合程高ク御座候、

桑ノ藤吉粉十四二相成土手外ニ而溺死、同所和五郎弟覚円へ養子ニ参居候者同ク日開とゞろニ而溺死、同く上浦村ニ子供相果申候

一十四日出水之節、和田村往還筋堤切口水と子ヲ抱候地藏顯出申候、座像高サ四尺位、取上候日と多ク参詣有之候ニ而追々参詣人多相成申候、右地藏尊いわれ承候処、八九十年以前之事歟、他国と子持之女四国遍路ニ参、右近辺ニ而死去いたし候ニ付、子持地藏之石塔ニいたし建置候処、六十七年以前大水之砌、打倒砂ニ埋れ居申候、此度出水從切口ニ有之相当而引上候処、其辺之者咄仕事

(後略)

6、安政四年(一八五七)水害

②かどや日記 三番 (F140003)
安政四年条

当国中も当時ハ大いたミニも相見へ候へ共、近々取直り格別之大いたミニも相成不申様相見へ申候立物大疼ハ石井村地藏方丈倒申候、其外村々寺院始在家大小家ニよらず、棟瓦始家根地吹落申候只一軒も無難之家居無之候、誠ニ前地未多シ大風ト申事ニ候

一二度目之野分七月廿九日朝風少々吹く候所、昼頃と段々吹出し、中風ニ而夜分四ツ時止ミ申候、其頃と水出懸り翌朔日朝五ツ時水杭手元内庭入座敷と七、八寸程下迄入申候、近年之大水是国三十三間計堤切申候ニ付、当所杯大入ニ相成申候、牛ノ島所々川向北島東土手切、牛ノ島・瀬詰大いたミ、其外村々家流水倒レ、人死も少々有之、諸立毛、畠分大いたミ、田稻ハ障り無之候、南方も大水之趣相聞申候、二百十日と廿七日振、珍布事ニ而御座候

(前略)

一当年春以来始終潤氣能、麦・藍相応ニ取ミつ仕晴・雨共至極宜敷葉刈前と天氣続、苜・小成共程能相仕成シ、相場も六、七、八、九之間凡半分位商成候時分六月下旬、然所晦日晚と雜様仕翌朔日朝五ツ時と風雨ニ相成、八ツ時迄大野分ニ相成申候大風凡七、八十年、百年以来も老人相覚不申、広大之風ニ而御座候、別而王子添森數百年、千年・式千年ニも相成候鳥ノ森ト相唱へ珍敷大森ニ而

有之候処、三、四十年前以前と御用木二年々多ク御伐被成、其上年々十五、廿五程宛大風ニ吹倒・吹折近年ハ甚淋敷居申候、其上当時風ニ大木之分大目吹倒し吹折ニ相成最早大小木共、一、三年成程之殘ニ相見へ、誠ニ御神慮恐入候得共、天変之義故、致方も無之候吹倒家分池北東方ニ而居宅・納屋ニ而六軒、同牛次郎廿軒余之処ニ而十四軒、中分・西分夫々倒家多御座候、四村中ニ而ハ大数之事ニ御座候、右ニ順御國中ニ而ハ積も立不申候、近国一円同断ニ相聞へ、乍併上方筋風なく諸立毛之障無之趣、相聞へ申候、

7、万延元年(一八六〇)水害

⑤乍恐奉願上覚 (F1401431001)

乍恐奉願上覚

当春已来雨降続候ニ付、夏至而実入悪布尚又藍作不生之上、当月度々之洪水ニ付殊之外相腐、殊ニ当村之義ハ吉野川筋ニ付、先年と御座候堤出水ニ押切、堤下大二掘レ込式町余損田大砂入等ニ相成申候ニ付、御見分奉願上御座候、右之仕合切レ口と押込申水勢強御座候所と右之外一円上流ニ相成水溜りニ罷成、秋毛仕附も相後レ居申候、誠ニ近年違作打続百姓共、至極困窮仕居申□
当夏麦出来之砌ニ、(前代未聞か)之高直段ニ而御年貢上納方行当、轟と迷惑奉仕候間別而恐多御儀ハ奉存候得共、御歎申上
呉候様、村中百姓共と願出申候、実ニ難洪之場合ニ候得ハ、何卒御慈悲被為仰付被下候得ハ、一統難有仕合ニ奉存候以上

竹瀬村庄屋

万延元年申年五月廿九日

木内兵右衛門[㊦]

慶応貳寅年

近藤六郎助 印

三月

同郡市楽村

遠藤藤兵衛殿

板野
御郡代様御手代
勝浦

萬兵衛[㊦]
熊右衛門[㊦]
龜太郎[㊦]
佐藤膳太郎[㊦]

右手形当三月より私預居申処、去八月八日
大雨洪水ニ付流失仕候間、帰手形相渡申所
相違無御座候、万一後年至右手形相見出候共
古反可仕候、仍而為後日一札如件

戸井集平殿
有田俊次殿

寅十一月
遠藤藤兵衛[㊦]
近藤六郎助殿

8、慶応二年（一八六六）水害（寅の大水）

㊦預申米之事（F100196）

（表紙）

㊦当寅之八月七日風雨出水ニ御損毛之品々相調奉
指上帳（F100898）

預申米之事

慶応二寅年

一米五拾石也

右之通儘ニ預申所実正ニ候、何時ニ而茂其方
入用次第相渡可申候、為其預手形如件

当寅之八月七日風雨出水ニ御損毛之品々相調奉
指上帳
八月十一日
小仁宇村 控へ

名西郡国実村預主

（1表）

一 地高百七拾六石六斗三升九合壹勺 小仁宇村

一 内七拾石程 御損毛

一 但村中 押平シ

一 残而百六石六斗三升九合壹勺

一 有毛

一 一流死人

一 無御座候

一 一流牛馬

一 右同

一 堤川除石垣腹崩犬走とも

一 一山崩

一 内堤川除[㊦]所ニ而長十一間程、幅一丈、高一

一 樵木

一 間并腹崩四ヶ所ニ而長三拾間程疼御座候、右

（2裏）

一 之外疼無御座候

一 石波戸籠波戸

（1裏）

一 一井利懸越和久とも 疼無御座候

一 材木

一 一用水井溝井関とも

一 水車

一 内井関ヶ所長四間半、高五尺程皆流

一 堤籠

一 右之外疼無御座候

一 倒木

一 往還道

一 疼御座候

一 一石橋板橋土橋とも

一 萱野川成

一 内土橋二ヶ所ニ而長八間程疼御座候、右之外

一 御薮川成

一 疼無御座候

（3表）

一 潰家流家

一 無御座候

一 杭木

一 式艘御座候

一 無御座候

以上

右者当月七日風雨出水ニ、当村立毛其余御損毛之品々相調子奉指上候、已上

小仁宇村庄屋

秋本和三郎

(3裏)

寅八月十一日

同御用代

秋本徳太郎

森 哲蔵殿
森 近次郎殿

破堤シ、溺死者・流家・潰家等有之、目下頗ル

惨況ヲ相極メ、飢餓ニ迫ル者九百七十余人之多キニ

至リ候趣ニ付、右窮民救助之為メ義捐金之義、本

県知事ヲ勧誘書発

セラレ候次第モ候間、貴官

ハ勿論、御類内県会議

員・町村会議員、其他有志者へ御相談之上、右被害者救助之為メ相当

之義捐金相成候様致度、

特ニ希望之至ニ不堪候、不

八月八日 (明治二十一年 一八八八)

高井幸雄

露口真七殿

追テ、前頭之義ハ至急ヲ

要候間、速ニ御取纏メ之上、名

高井幸雄

露口真七殿

9、明治期の水害

⑳高井幸雄(書簡)(マ700623)

拜啓 酷暑之節益

御清適奉賀候、陳ハ過日

来暴風雨ニテ、吉野

川洪水ト相成為メニ

西郡役所へ直ニ御送致
被成候様致度、尚当庁
へも其旨御一報相煩申候也

㉑蜂須賀茂韶(表彰状)(マ700267)

従二位勲二等侯爵蜂須賀茂韶

明治廿五年七月徳島県下水

害ノ節、罹災者救助トシテ金千

円施与候段、奇特ニ付為其

賞銀益老簡下賜候事

明治廿六年九月廿五日(一八九三)

賞勲局総裁正三位勲二等侯爵 西園寺公望 ㊦

賞勲局副総裁従三位勲一等子爵 大給 恒 ㊦

㉒蜂須賀茂韶(表彰状)(マ700270)

正二位勲一等侯爵蜂須賀茂韶

明治廿五年七月暴風雨海嘯ノ際破壊セシ阿波国板野郡松茂村堤防修築費トシテ金三千三百三拾五円余寄附候段、奇特ニ付為其賞銀益老簡下賜候事

明治二十九年八月廿一日(一八九六)

賞勲局総裁正三位勲一等子爵 大給 恒

㉓近藤健治(書簡)(マ709391)

益々御盛之由奉大賀候、陳ハ本年

小作米三石〇〇五合之処、暴風及洪水

再三ノタメ、多分毛損ニ相成ニ付、御検査

願上候所、楠根村ヨリ御代人御指こしニ付

重々御入訳申上候得共、御聞入ニ相成不申

老割ノ免ニテ却入仕候得共、殊ノ外大痛

ニテ却込高悉皆ニテモ、地子米ニ行足り

不申重々迷惑仕、無抛本年之義者

未納ニ相成候、依テ残米之義追々ニ上

史料解説

①名西郡西覚円・高原両村境出入二付、御見分之上

落着被仰附候境目絵図付属文書

享保五年（一七二〇）

（天野家文書 77200123） 283x1938 (mm)

西覚円村は、吉野川と分流する神宮入江川に挟まれた中洲の村である。この2つの河川は、度重なる洪水により河道の変化が激しく、隣村との境界を確定させるためには工夫が必要であった。この文書は、図版3の「名西郡西覚円・高原両村境出入二付、御見分之上落着被仰附候境目絵図」の左下に付属する。

西覚円村と高原村は村境で争論を起しており、藩の裁定に持ち込まれていた。その論所は吉野川と神宮入江川の2つの河川が分流する場所で、藍作の好適地であったので激しい争いになっていたと推察される。裁許奉行配下と思われる板東安兵衛と齋藤丈兵衛の2名は論所を見分の上、西覚円村の勝訴とし、主張する村境の場所に杭を打つことを決めた。その上で、齋藤と板東、当事者である西覚円村と高

原村の庄屋・五人組、さらに証人として上浦村の組頭庄屋阿部作大夫と東覚円村孫兵衛などを集めて杭を打ち、その傍らに柳を植えその根元に炭を埋めている。さらに、柳が枯れた際には、組頭庄屋見分の上で植え直しをすることなどを決め村境争論の落着をはかっている。

齋藤と板東が、裁許奉行である蜂須賀一学・長坂三郎左衛門・武藤甚内の三名宛に出した報告書の写しと、西覚円村肝煎喜左衛門ほか二十三名と高原村の十八名が署名捺印したと思われる、上浦村と東覚円村の両組頭庄屋奥書を添えた文書の写しに、奥書を加え署名捺印した正式の文書を絵図と共に証拠として保存されていたのである。

村境確定の方法を含め、吉野川と流域の人々の活動を考える上で、貴重な史料と言えよう。

②作恐奉願覚 天明七年（一七八七）

（木内家文書 ㏽501441001） 243x635 (mm)

板野郡竹瀬村（藍住町）は、現在の吉野川と旧吉

野川に挟まれた中洲の中にある村で、いわゆる中島といわれる藍作地帯の中心にある。木内家は、竹瀬村の庄屋で、藍商でもあった。

この文書は、天明七年六月に出された水害後において藍作状況見分を求めた願書である。竹瀬村庄屋木内兵衛門以下五人組の村役人が、御蔵奉行郷司六兵衛の下役三木右衛門に提出した文書の控えであり、この時期はいわゆる「天明の大飢饉」の最中であり、厳しい食糧難が続いていた。さらに、梅雨の影響なのか、四月二十五、六日に出水があり、雑穀まで影響が出た。さらに藍作の畠地にゴミが入り、芽が出ず、藍の不作に困り果ててこの願書を提出した。

藍作は、島方(中島)第一の作物であり、この地域の人々は夏年貢は出来麦で納め、秋年貢は葉藍を売り払って納めているという実態を書き、藍の不作が生活に直結すること、さらに藩の為替方から借りにいる肥料代の返還停止を訴えている。吉野川と藍作を考える上でも貴重な史料である。

④ 申上ル覚 寛政四年(一七九二)

(山田家文書 47202402) 250×1230 (mm)

板野郡西分村(上板町)は現在吉野川の本流からは離れているが、寛政期にはまだ吉野川の蛇行により、川縁の村という状況にあった。図版5の「板野郡西分村吉野川縁御普請所絵図」はこの文書に付属する絵図である。

この文書は、西分村庄屋の永介が、このころ普請才判役などであった五名の奥書をつけて、郡奉行伏屋岡三郎の手代笹倉新助に送った文書である。この時期西分村は吉野川縁の村で、水流の方向が変わり西分村の藍作を行っている上畠が、吉野川に崩れ入り飲み込まれている状況にあり、人家にも近づいてこのままにしておけば、吉野川の川筋が村の中央を通り村がなくなると訴え、地下により川普請を行ったことや人夫銀や諸経費を報告している。

普請才判役五人の中には伊澤亀三郎の名があり、この時期盛んにこうした地下による勧農普請が進められはじめていたことを示す史料である。

③ 寛政三年(一七九一)

(木内家文書 470117001) 288×427 (mm)

寛政三年秋、鮎喰川堤が洪水により大破した。鮎喰川破堤は、徳島藩にとって水害が佐古の街を通り徳島の街に及ぶ可能性のある重大な課題であった。この文書は、仮普請に人夫を派遣した竹瀬村・西貢方村に対して、郡奉行の伏屋岡三郎と穂積早蔵の二人が、両村を統括する住吉村組頭庄屋山田五郎左衛門に送った褒状である。村への褒状であるため、直接竹瀬村の庄屋木内家に保管されていたものと思われる。

この時期、土木巧者として名高い伊澤亀三郎は、山田五郎左衛門らとともに鮎喰川堤防修築に当たり、白銀三十枚の褒美を得ている。この鮎喰川洪水による堤防大破後の復旧工事が、周辺の多くの村々が参加した地下普請によって行われたことがわかる。

図版8参照。

⑤ 乍恐極御内二而奉申上覚 寛政十一年(一七九九)

(大伏家文書 4700950) 245×1598 (mm)

犬伏家のある東中富村は、第十堰の直下にあり、吉野川本流(現在の旧吉野川)と新川(現在の吉野川)に挟まれた中洲である中島の西端にあたり、藍作地帯の中心である。犬伏家は東中富村の庄屋を務めており、後に小高取りになっており、藍商・製薬業を行っていた。

この文書は東中富村でも西南部の川口に近いところに住む五人組信八郎が書いた宛のない報告書の写しである。東中富村は一円藩の直轄地(御蔵地)で高一千七百三十石の大村であるが、分流する吉野川を受ける場所にあり、川の中に畠地が崩れ込むような状態が続き、護岸や堤防の普請を続けていた。しかしここ数年は、大きな水害もなく、勧農普請も成功し人々も住み始め、用水路を掘り抜いて田地となる場所もあり、人々が寛いでいることを報告している。

⑥乍恐奉願上覚 享和元年（一八〇二）

〔犬伏家文書 47700945〕 243×1923 (mm)

この文書は、⑤「乍恐極御内ニ而奉申上覚」の二年後、享和元年に大きな水害があり、勸農普請で二百五十間の護岸工事を行ったうち、百間余が再び崩れたことを訴え、復旧のため見分を求めた願書である。吉野川の川口に住む五人組信八郎と川口地区の百姓五人と別当円乗院が板野郡代手代宮城本左衛門に提出した文書の控えであろう。

祖母島村（藍住町）の村境付近の新川筋で、波止（水流を和らげ護岸を守るために作られた構造物、石を入れた蛇籠などを沈めて作っている）五本が破損し、護岸も六ヶ所で百二十四間が被害を受けたと記している。

⑦甲上覚 享和二年（一八〇二）

〔犬伏家文書 47700949〕 242×1132 (mm)

東中富村五人組九郎左衛門（犬伏）が、普請才判役のひとり住吉村山田半兵衛に提出した川除普請の

趣法について提案した願書の控えである。祖母島

村・東中富村・奥野村と連なる新川（吉野川）の川岸は、新川への水流増大により川中へ崩れ込むことが多かった。⑥「乍恐奉願上覚」のとおり、前年八月の大水により東中富村の護岸は半分以上に被害があった。東中富村護岸の西部は人家に近く崩れると、人が住む場所を失う危険性が有り、中央部は藍島地であり生活の糧を失いかねないこと、東部川下の付近は用水を引き田地となっていたが、奥野川への通水口であり水勢が強いため護岸が大破していることを記している。そこで、護岸と共に五本の石籠作りの波止を作れば水勢を削ぐことができ、川口の人家を始め多くの人が助かると記している。さらに、護岸工事に必要な石を伊沢村・加々美村（両村とも阿波市）から吉野川を石船で運ぶに当たり、第十堰の船通しについても記している。

⑧阿淡孝子伝統編巻七 西麻植村与兵衛・与右衛門条

〔石村家文書 47400508〕 222×151 (mm)

「阿淡孝子伝」は、福田林右衛門（峨山）が文化八年（一八一二）に七冊の本として完成させたものを再編集して、文政二年（一八一九）に前編三冊、福田の死後文久二年（一八六二）に後編七冊が刊行されている。西麻植村与兵衛・与右衛門の話は後編七巻に含まれている。

西麻植村の与兵衛とその子与右衛門は、十町余りの田畑を持つ富農であった。先年の洪水でも蔵を開いて飢餓に苦しむ村人を、農具・種・衣類・金銭を与えて助けたという。また、火災後や天明の飢饉の際にも人々を助け励ましたという。さらに享和元年（一八〇二）秋の洪水の時は、民家が多く流亡し、人々の多くが危険な状況になった。子の与右衛門は自ら助け船を出し、多くの人々を救い、流れてきた牛馬や農具・家物を拾い上げて主を訪ねて返し、食料や木材や竹などの家の材料を与えるなどとしたという。そのため享和二年（一八〇二）には脇差しが許され、年頭の藩主謁見が許された。享和元年の水害

は吉野川の広範囲で被害を出している。図版7の挿絵は与右衛門が享和元年の水害で活躍した場面である。

○歳代記諸実録 寛政元年（一七八九）

〔高見家文書 4740076〕 317×210 (mm)

「歳代記諸実録」内題「倭国年代記実録」は、東川田村の藍商高見文三郎の記録で、前半は、和年号を記して国内の出来事を写し取っている。高見文三郎が活動しはじめる享和期から、身の回りの出来事を記すようになっていく。文三郎が経験した吉野川の水害を始め、天保八年（一八三七）まで身の回りの出来事や伝聞を含め様々なことを記録している。

⑨享和元年（一八〇二）条

享和元年八月十九日の水害についての記述。

⑩文化元年（一八〇四）条

文化元年七月二十六日の水害についての記述。八月二十九日の大風についての記述もある。

⑪文化二年(一八〇五) 条

大水後に、堤の普請があったと記述あり。その後長期間水害の記述が無い。

⑫文化十二年(一八一五) 条

文化十二年七月十二日の水害についての記述。久しぶりの大水害で、広範囲で水害の情報があったことを記す。

⑬文化十三年(一八一六) 条

文化十三年八月四日の大水、八月二十一日・二十四日の水害についての記述。

⑭文化十四年(一八一七) 条

文化十四年九月九日の水害についての記述。

⑮文政三年(一八二〇) 条

文政三年六月二十九日の水害についての記述。

⑯文政八年(一八二五) 条

文政八年八月十二日から十四日までの水害についての記述。八月十五日の祭礼が延期になったことを記す。これ以降水害の記述は無くなっている。

○かどや日記一番、二番、三番 文化五年(一八〇八)

(元木家文書 H#Y00001, H#Y00002, H#Y00003)
242x170 (mm)

高原村(石井町)の商家、元木宇三郎の日記。全三冊あり。宇三郎が家を嗣いだ文化五年(一八〇八)から宇三郎が亡くなる安政期にかけての記録である。三番記録の一部を子の林兵衛が書き継いでいる。藍作などの産業から人形浄瑠璃の興行まで、さまざまな記述を含み、近世後期の阿波徳島のことを知るための貴重な記録となっている。

⑰文政八年(一八二五) 条

昼頃までの大雨と、夜分の洪水、徳島城下や南部での水害についても記している。

⑱天保十四年(一八四三) 条

二番に含まれる。天保十四年七月七日の水害「七夕水」についての記述。被害状況から社会の様子まで端的にまとめられて書かれている。

⑳弘化四年(一八四七) 条

二番に含まれる。弘化四年七月十二日から十四日までの風水害について記述。西部の川田町で大きな

被害が出たことを記している。七月二十二日の水害についても記している。

㉔安政四年(一八五七) 条

三番に含まれる。八月一日大野分けの記述。風が強く森の木が吹き倒れたことを記している。

⑳申上覚 天保十四年(一八四三)

(秋本家文書 F#F01737) 245x345 (mm)

和食村(那賀町)庄屋殿谷為右衛門と小仁宇村(那賀町)庄屋秋本多三郎が、組頭庄屋紅露恵市に、天保十四年七月六、七日の「七夕水」被災直後に提出した報告書の控え。この出水で、那賀川仁宇津渡し場付近で普段四十間程の川幅が八十間程となり、水の高さは普段の三間半増しとなったとある。また、大きな水害で、田畠や用水などの被害状況は現時点でわからないと書き、緊迫した様子が伝わる。

図版9参照。

㉑乍忍奉願上覚 天保十四年(一八四三)

(秋本家文書 F#F01144) 248x589 (mm)

天保十四年七月の洪水で破損した、小仁宇村(那賀町)の溜池および堰の土手などの復旧のため勸農積方(工事の見積もりをする役人)の見分を求めた願書の控え。小仁宇村庄屋秋本多三郎と五人組鹿蔵が、引除郡代(広範囲の勸農普請などを担当する郡代)の手代に提出した。今回の水害による被害は、村自力での復旧、さらに那賀郡での復旧でも難しいため、藩の引除郡代(勸農担当の郡代)に直接願書を提出しており、「七夕水」の被害規模の大きさを示すといえよう。

㉒勝浦川筋廻覧帳 天保十四年(一八四三)

(粟飯原家文書 F#F01074) 125x175 (mm)

天保十四年の水害は、七月二日より雨が降り始め、六日晚から七日の朝にかけて風雨が強くなり八日までに雨が降り続き、河川の氾濫により大きな被害を招いたという。七月七日の風雨が激しかったため、七

夕水といわれている。この時は、板野郡・名西郡・名東郡等でも洪水があつたが大きな被害は出ず、勝浦川流域の勝浦郡、那賀川流域の那賀郡など南部で局地的に大きな水害となつたようである。

この記録には裏表紙に「粟飯原庄太夫」の記名があり、上山村上分庄屋助役粟飯原庄太夫による、水害から凡そ十日後の十八日から徳島、小松島（小松島市）、岩脇（阿南市）、中角（勝浦町）坂本（勝浦町）を实地に見分すると同時に集めた情報による記録である。ひとつの水害について生々しいエピソードを交えながら被害や復興の状況を詳細に書き上げた、類例の少ない水害記録である。

⑳日曆 天保十四年（一八四三）条

（粟飯原家文書 神山町教育委員会所蔵）

上山村上分（神山町）の庄屋助役粟飯原庄太夫による日記。現在は、大正二年に庄太夫の子太郎兵衛によつて修補・整理された四冊、内容は天保十二年、十四年、弘化三年、四年、五年の一部が約八百六十

水の洪水で流失させたため、代わりに掃り手形を作成して渡したもの。万一後年に本物の手形が出てきても、反故とするように書き込まれている。市楽村でも洪水による被害があつたことを確認できる。

㉑当寅之八月七日風雨出水二御損毛之品々相調奉指

上帳 慶応二年（一八六六）

（秋本家文書 F400898） 247×174 (mm)

小仁宇村（那賀町）庄屋秋本和三郎が組頭庄屋に提出した、慶応二年寅の大水における村内の被害を書き上げた帳簿。七日に起きた水害についてわずか四日後の十一日に村内の調査を行つて提出している。小仁宇村内では、村高百七十六石中七十石程が損毛となり、那賀川の堤の一部が破損し、山崩れ三ヶ所、船二艘が流失などの被害があつたが、幸いなことに家の流失や死者は無かつた。

日分のみ綴り直して残されている。当時の生活を知らるには貴重な記録である。

天保十四年七月分は全て残されており、上山村上分での「七夕水」時の様子や、「勝浦川筋廻覧帳」前後の庄太夫の動きを詳細に知ることができる。

㉒乍恐奉願上覚 万延元年（一八六〇）

（木内家文書 F701431001） 240×610 (mm)

竹瀬村庄屋木内兵衛門をはじめとする村役人が、板野・勝浦郡代手代に提出した願書の控え。万延元年は、春から雨が降り続き、五月に入つても変わらず度々洪水となり、堤が破れ二町の田地が大砂入りとなつたので見分を求めている。

㉓預申米之事 慶応二年（一八六六）

（近藤家文書 F700196） 265×276 (mm)

市楽村（石井町）遠藤藤兵衛が所持していた国実村近藤六郎兵衛に米五〇石を貸した証文を、寅の大

㉔高井幸雄（書簡） 明治二十一年（一八八八）

（露口家文書 F700623） 152×557 (mm)

那賀郡長高井幸雄から花瀬村（那賀町）の露口真七へ宛てた、八月八日付の書簡。この年に起きた吉野川洪水被害者への義捐金収集の依頼を記している。この風水害は、覚円村（石井町）に甚大な被害をもたらし明治二十一年七月三十一日のものであると思われる。

この書簡によると、被害は、吉野川洪水による破堤、溺死者、流家・潰家等は惨状を極め、飢餓者は九百七十余人にのほつている。そのため義捐金を切望し、当人のほか有志者から広く募るよう依頼している。

㉕蜂須賀茂韶（表彰状） 明治二十六年（一八九三）

（蜂須賀家文書 F700267） 230×310 (mm)

明治二十五年七月の徳島の水害は、県下全体に渡る大規模な災害であつた。最後の徳島藩主である蜂須賀茂韶は罹災者救助金として金千円を寄付してお